

私立学校事務の手引き

(中学校、高等学校、専修学校、各種学校関係)

島根県総務部総務課私学・県立大学室

令和6年2月版

目 次

1. 使用上の注意	4
2. 事務手続き	
(1) 主な認可申請・届出等一覧	5
(2) 主な認可申請・届出等の概要	
1 (1) ① 学校法人等の設立	10
② 寄附行為の補充	12
③ 寄附行為の変更（認可事項）	13
④ 学校法人等の解散（認可事項）	15
⑤ 学校法人等の合併	17
⑥ 学校法人等の組織変更	19
(2) ① 寄附行為の変更（届出事項）	21
② 役員の変更	22
③ 理事長の職務代理開始（終了）	23
④ 登記の完了	24
⑤ 学校法人等の解散（届出事項）	25
⑥ 清算中の清算人の就任	26
⑦ 清算の結了	27
⑧ 財務計算に関する書類等の届出	28
⑨ 学校法人等の不正発見報告	29
2 (1) ① 学校の設置	30
② 学校の廃止	32
③ 設置者の変更	33
④ 収容定員の変更に係る学則の変更	34
⑤ 課程の設置	35
⑥ 課程の廃止	36
⑦ 学科の設置	37
⑧ 学科の廃止	38
⑨ 広域の通信制課程に係る学則の変更	39
⑩ 目的の変更（認可事項）	40
(2) ① 目的の変更（届出事項）	41
② 名称の変更	42
③ 位置の変更	43
④ 学則の変更	44
⑤ 経費の見積もり及び維持方法の変更	46
⑥ 校地の変更	47
⑦ 校舎等の増（改）築	48
⑧ 校地、校舎等の用途変更	49
⑨ 専攻科または別科の設置	50
⑩ 専攻科または別科の廃止	51
⑪ 分校の設置	52
⑫ 分校の廃止	53
⑬ 校長の採用	54
⑭ 休校（長期に渡る場合）	55
3 ① 指導要録等引継書	56
② 証明願（登録免許税関係）	57
③ 証明願（特定公益増進法人関係）	58
④ 証明願（税額控除関係）	59
⑤ 懲戒解雇の報告	61
⑥ 体罰事案の報告	62
⑦ いじめの重大事態の報告	63
⑧ 「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告	64
⑨ 「学校事故対応に関する指針」に基づく報告	65

⑩ 消費者事故の通知	66
⑪ 海外修学旅行等の実施報告	67
⑫ 海外事業の実施に係る自己点検届	68
⑬ 専門士・高度専門士の認定〔文部科学大臣認定〕	69
⑭ 大学・大学院入学資格の認定〔文部科学大臣認定〕	70
⑮ 勤労学生控除の認定〔文部科学大臣認定〕	71
⑯ 職業実践専門課程の認定〔文部科学大臣認定〕	72
⑰ キャリア形成プログラムの認定〔文部科学大臣認定〕	73
⑱ 外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定〔文部科学大臣認定〕	74
⑲ 留学生の受入れに関する事前申出及び定期報告	75
⑳ 指定寄附金の活用に係る書類の提出	76
(3) 私立学校審議会への諮問事項及び審査スケジュール	77
(4) 登記の種類及び期間等一覧	80
3. 様式例	
(1) 学校法人関係	
① 認可	
様式 1 : 寄附行為認可申請書	81
様式 2 : 寄附行為補充請求書	83
様式 3-1 : 寄附行為変更認可申請書 (学校・課程・学科等設置)	84
様式 3-2 : 寄附行為変更認可申請書 (学校・課程・学科等廃止)	86
様式 3-3 : 寄附行為変更認可申請書 (収益事業開始)	87
様式 3-4 : 寄附行為変更認可申請書 (収益事業廃止)	89
様式 3-5 : 寄附行為変更認可申請書 (設置廃止等を伴わない変更)	90
様式 4 : 解散認可 (認定) 申請書	91
様式 5 : 合併認可申請書	92
様式 6 : 学校法人組織変更認可申請書	94
② 届出	
様式 7 : 寄附行為変更届	96
様式 8 : 役員変更届	97
様式 9 : 理事長職務代理開始 (終了) 届	98
様式 10 : 登記完了届	99
様式 11 : 解散届	100
様式 12 : 清算人就任届	101
様式 13 : 清算終了届	102
(2) 学校関係	
① 認可	
様式 21 : 学校設置認可申請書	103
様式 22 : 学校廃止認可申請書	105
様式 23 : 設置者変更認可申請書	106
様式 24 : 収容定員に係る学則変更認可申請書	107
様式 25 : 課程設置認可申請書	108
様式 26 : 課程廃止認可申請書	109
様式 27 : 学科設置認可申請書	110
様式 28 : 学科廃止認可申請書	111
様式 29 : 専修学校目的変更認可申請書	112
② 届出	
様式 30 : 学校の目的変更届	113
様式 31 : 学校の名称変更届	114
様式 32 : 学校の位置変更届	115
様式 33 : 学則変更届	117
様式 34 : 経費の見積り及び維持方法変更届	119

様式 35：校地変更届	120
様式 36：校舎等変更届	122
様式 37：校地・校舎等用途変更届	124
様式 38：専攻科・別科設置届	127
様式 39：専攻科・別科廃止届	128
様式 40：分校設置届	129
様式 41：分校廃止届	130
様式 42：校長採用届	131
様式 43：休校届	132

(3) その他

様式 51：指導要録等引継書	133
様式 52：証明願（登録免許税関係）	134
様式 53：証明願（特定公益増進法人関係）	136

(4) 添付書類様式例	138
-------------	-----

4. 主な関係法令等

○ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）	「e-Gov 法令検索（デジタル庁）」を参照	
○ 私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）		
○ 私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）		
○ 私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）		
○ 私立学校振興助成法施行令（昭和 51 年政令第 289 号）		
○ 学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）		
○ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）		
○ 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）		
○ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）		
○ 組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）		
○ 中学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 15 号）		
○ 高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）		
○ 高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）		
○ 専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）		
○ 各種学校規程（昭和 31 年文部省令第 31 号）		
○ 私立学校法施行細則（昭和 25 年規則第 105 号）	「島根県例規検索システム」を参照	
○ 私立学校法第 26 条の規定により学校法人が行うことのできる収益事業の種類に関する要綱（平成 21 年告示第 670 号）		
○ 中学校学習指導要領	文部科学省 HP を参照	
○ 中学校学習指導要領解説		
○ 高等学校学習指導要領		
○ 高等学校学習指導要領解説		
○ 高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン		
○ 私立学校の設置認可等の審査基準（令和 4 年 3 月 22 日改正）		139

【使用上の注意】

1. この手引きは、島根県知事が所轄する学校法人及び準学校法人（以下「学校法人等」）、並びに私立学校（中学校、高等学校、専修学校及び各種学校（一般社団法人立等も含む））を対象に作成しています。
2. 令和2年度より私立幼稚園に関する業務は、県健康福祉部子ども・子育て支援課に移管しています。私立幼稚園に係る事務は、子ども・子育て支援課の指示に従ってください。
3. この手引きは、令和6年2月から適用しますが、法令等の改正が随時行われることから、認可申請等を行う際には、根拠法令等の内容について、適宜確認しながらご利用ください。
4. この手引きや各申請書等の様式（手引き未掲載の添付書類様式例を含む）は、県ホームページに掲載していますので、認可申請等を行う場合、適宜最新の様式をダウンロードしてご活用ください。
5. 各申請書等の様式は、原則として日本産業規格A4縦型又はA4横型で作成してください。
6. 必要に応じて、各申請書等の様式に記載のない添付書類の提出を求める場合があります。
7. 原則、各申請書等の様式における押印は不要としています。各法人の判断により押印のうえ提出頂くことは差し支えありませんが、その際には必ず原本を郵送又は持参にてご提出ください。
8. 認可申請等を行う場合、事前に当室と十分協議してください。
9. 認可申請等を行う場合、あらかじめ関係法令、各種基準・ガイドライン、学習指導要領等に適合することを確認した上でご提出ください。
10. 認可申請等を行う場合、あらかじめ法人内部で必要な手続き（理事会・評議員会での審議等）を行った上でご提出ください。
11. 認可申請等を行う場合、各法人の責任ある体制の下で内容に不備が無いかチェックした上でご提出ください。
12. 補助金関係事務は、補助金交付要綱等をご確認ください。

【連絡先】

島根県総務部総務課私学・県立大学室

TEL : 0852-22-5018、5017

MAIL : shigaku-kendai@pref.shimane.lg.jp

主な認可申請・届出等一覧

『関係法令の略称』

学法：学校教育法、学令：学校教育法施行令、学則：学校教育法施行規則、
私法：私立学校法、私令：私立学校法施行令、私則：私立学校法施行規則

1. 学校法人関係

(1) 認可

事項	申請者	根拠法令	私学 審議会	ページ
① 学校法人等の設立	設立者又は 設立代表者	私法第 30 条第 1 項 (準学校法人：私法第 64 条第 5 項において準用)	要	10
② 寄附行為の補充	利害関係人	私法第 32 条第 1 項 (準学校法人：私法第 64 条第 5 項において準用)	要	12
③ 寄附行為の変更 (届出事項を除く)	理事長	私法第 45 条第 1 項 (準学校法人：私法第 64 条第 5 項において準用)	一※ 1	13
④ 学校法人等の解散 (理事の 3 分の 2 以上の同意及び 評議員会の議決 による解散又は 目的たる事業の 成功の不能によ る解散)	理事長	私法第 50 条第 2 項 (準学校法人：私法第 64 条第 5 項において準用)	要	15
⑤ 学校法人等の合併	理事長	私法第 52 条第 2 項 (準学校法人：私法第 64 条第 5 項において準用)	一※ 2	17
⑥ 学校法人等の組織 変更	理事長	私法第 64 条第 6 項	要	19

※ 1 「寄附行為の変更は、しばしば行われるものであって、一々審議会に諮ることが煩雑であること、また事柄自体が多くの場合比較的軽微であること」から、私立学校審議会での審議は不要とされている。

※ 2 「合併は、既に審議会の意見を聞いて認可されている学校法人の基盤上に行われるものであること」から、私立学校審議会での審議は不要とされている。

(2) 届出

事項	申請者	根拠法令	私学 審議会	ページ
① 寄附行為の変更 (校名、課程名、学科名、事業所所在地、広告方法の変更に限る)	理事長	私法第 45 条第 2 項 (準学校法人：私法第 64 条第 5 項において準用)	—	21
② 役員の変更	理事長	私令第 2 条第 2 項	—	22
③ 理事長の職務代理開始(終了)	理事長職務代理者	私令第 2 条第 2 項	—	23
④ 登記の完了	理事長	私令第 2 条第 1 項	—	24
⑤ 学校法人等の解散	清算人	私法第 50 条第 4 項 (準学校法人：私法第 64 条第 5 項において準用)	—	25
⑥ 清算中の清算人の就任	清算人	私法第 50 条の 7 (準学校法人：私法第 64 条第 5 項において準用)	—	26
⑦ 清算の結了	清算人	私法第 50 条の 14 (準学校法人：私法第 64 条第 5 項において準用)	—	27
⑧ 財務計算に関する書類等の届出	理事長	私立学校振興助成法第 14 条第 2 項	—	28
⑨ 学校法人等の不正発見報告	監事	私法第 37 条第 3 項第 5 号 (準学校法人は同法第 64 条第 5 項において準用)	—	29

2. 学校関係

(1) 認可

事項	申請者	学校種	根拠法令	私学 審議会	ページ
① 学校の設置	設置者	中・高 専・各	学法第4条第1項（中・高） 学法第130条第1項（専） 学法第134条第2項において準用する同 法第4条第1項（各）	要	30
② 学校の廃止	設置者	中・高 専・各	学法第4条第1項（中・高） 学法第130条第1項（専） 学法第134条第2項において準用する同 法第4条第1項（各）	要	32
③ 設置者の変更	設置者	中・高 専・各	学法第4条第1項（中・高） 学法第130条第1項（専） 学法第134条第2項において準用する同 法第4条第1項（各）	要	33
④ 収容定員に係る学則 の変更	設置者	中・高 各	学法第4条第1項（中・高） 学法第134条第2項において準用する同 法第4条第1項（各）	要	34
⑤ 全日制、定時制、通信 制の課程の設置（高）	設置者	高・専	学法第4条第1項（高）	要	35
⑤ 高等課程、専門課程、 一般課程の設置（専）			学法第130条第1項（専）		
⑥ 全日制、定時制、通信 制の課程の廃止（高）	設置者	高・専	学法第4条第1項（高）	要	36
⑥ 高等課程、専門課程、 一般課程の廃止（専）			学法第130条第1項（専）		
⑦ 学科の設置	設置者	高	学法第4条第1項	要	37
⑧ 学科の廃止	設置者	高	学法第4条第1項	要	38
⑨ 広域の通信制課程に 係る学則の変更（文 部科学大臣届出）	設置者	高	学法第4条第1項	要	39
⑩ 目的の変更	設置者	専	学法第130条第1項	要	40

(2) 届出

事項	申請者	学校種	根拠法令	私学 審議会	ページ
① 目的の変更	設置者	中・高 各	学令第 27 条の 2 第 1 項 (中・高) 学令第 27 条の 3 (各)	—	41
② 名称の変更	設置者	中・高 専・各	学令第 27 条の 2 第 1 項 (中・高) 学令第 131 条第 1 項 (専) 学令第 27 条の 3 (各)	—	42
③ 位置の変更	設置者	中・高 専・各	学令第 27 条の 2 第 1 項 (中・高) 学令第 131 条第 1 項 (専) 学令第 27 条の 3 (各)	—	43
④ 学則の変更 (広域の 通信制の課程に係る もの及び収容定員に 係るものを除く)	設置者	中・高 専・各	学令第 27 条の 2 第 1 項 (中・高) 学令第 131 条第 1 項 (専) 学令第 27 条の 3 (各)	—	44
⑤ 経費の見積り及び維 持方法の変更	設置者	中・高	学令第 27 条の 2 第 1 項 (中・高)	—	46
⑥ 校地の変更 ※増加又は減少及び 権利の取得又は処分	設置者	中・高 専・各	学令第 27 条の 2 第 1 項 (中・高) 学令第 131 条及び学令第 24 条の 3 (専) 学令第 27 条の 3 (各)	—	47
⑦ 校舎等の増 (改) 築 ※権利の取得又は処 分	設置者	中・高 専・各	学令第 27 条の 2 第 1 項 (中・高) 学令第 131 条及び学令第 24 条の 3 (専) 学令第 27 条の 3 (各)	—	48
⑧ 校地、校舎等の用途 変更	設置者	中・高 専・各	学令第 27 条の 2 第 1 項 (中・高) 学令第 131 条及び学令第 24 条の 3 (専) 学令第 27 条の 3 (各)	—	49
⑨ 専攻科又は別科の設置	設置者	高	学令第 27 条の 2 第 1 項	—	50
⑩ 専攻科又は別科の廃止	設置者	高	学令第 27 条の 2 第 1 項	—	51
⑪ 分校の設置	設置者	中・高 専・各	学令第 27 条の 2 第 1 項 (中・高) 学令第 131 条及び学令第 24 条の 3 (専) 学令第 27 条の 3 (各)	—	52
⑫ 分校の廃止	設置者	中・高 専・各	学令第 27 条の 2 第 1 項 (中・高) 学令第 131 条及び学令第 24 条の 3 (専) 学令第 27 条の 3 (各)	—	53
⑬ 校長の採用	設置者	中・高 専・各	学令第 10 条 (中・高) 学令第 133 条第 1 項において準用する同 法第 10 条 (専) 学令第 134 条第 1 項において準用する同 法第 10 条 (各)	—	54
⑭ 休校 (長期に渡る場 合)	校長	中・高 専・各	私法第 6 条	—	55

3. その他

事項	申請者	学校種	根拠法令	私学 審議会	ページ
① 指導要録等引継書	設置者	中・高 各・専	学令第 31 条	—	56
② 証明願 (登録免許税関係)	設置者	中・高 専・各	登録免許税法第 4 条第 2 項	—	57
③ 証明願 (特定公益増進法人関係)	設置者	中・高 専・各	所得税法施行規則第 47 条の 2 法人税法施行規則第 24 条	—	58
④ 証明願 (税額控除関係)	設置者	中・高 専・各	租税特別措置法施行規則第 23 条の 3	—	59
⑤ 懲戒解雇の報告	設置者	中・高	教育職員免許法第 14 条の 2 教育職員免許法施行規則第 74 条の 3 教育職員等による児童生徒性暴力等の 防止等に関する法律施行規則第 2 条	—	61
⑥ 体罰事案の報告	校長	中・高	文部科学省通知及び島根県通知	—	62
⑦ いじめの重大事態 の報告	校長	中・高	いじめ防止対策推進法第 31 条	—	63
⑧ 「児童生徒の事件等 報告書」による重大 事件等の報告	校長	中・高	文部科学省通知	—	64
⑨ 「学校事故対応に関 する指針」に基づく 報告	校長	中・高	学校事故対応に関する指針	—	65
⑩ 消費者事故の通知	校長	中・高 専・各	消費者安全法、文部科学省通知	—	66
⑪ 海外修学旅行等の 実施報告	校長	中・高 専・各	文部科学省通知	—	67
⑫ 海外事業の実施に 係る自己点検届	設置者	中・高 専・各	文部科学省通知	—	68
⑬ 専門士・高度専門士 の認定〔文部科学大 臣認定〕	設置者	専	専修学校の専門課程の修了者に対する 専門士及び高度専門士の称号の付与に 関する規程等	—	69
⑭ 大学・大学院入学資 格の認定〔文部科学 大臣認定〕	設置者	専	大学入学資格に係る専修学校高等課程 の指定に関する実施要項等	—	70
⑮ 勤労学生控除の認 定〔文部科学大臣認 定〕	設置者	専、各	所得税法施行令第 11 条の 3 第 2 項に掲 げる専修学校・各種学校の課程である旨 の証明書の発行に関する実施要項等	—	71
⑯ 職業実践専門課程 の認定〔文部科学大 臣認定〕	設置者	専	専修学校の専門課程における職業実践 専門課程の認定に関する規程等	—	72
⑰ キャリア形成プロ グラムの認定〔文部 科学大臣認定〕	設置者	専	専修学校におけるキャリア形成促進プ ログラムの認定に関する規程等	—	73
⑱ 外国人留学生キャ リア形成促進プロ グラムの認定〔文部 科学大臣認定〕	設置者	専	専修学校の専門課程における外国人留 学生キャリア形成促進プログラムの認 定に関する規程等	—	74
⑲ 留学生の受入れに 関する事前申出及 び定期報告	設置者	専	文部科学省通知	—	75
⑳ 指定寄附金の活用 に係る書類の提出	学校法人 設立準備 法人	専	法人の各事業年度の所得の金額の計算上損 金の額に算入する寄附金を指定する件（令 和 5 年財務省告示第 96 号）等	—	76

主な認可申請・届出等の概要

1 (1) ① 学校法人等の設立

学校法人 準学校法人

- 学校法人等の設立は、
 1. 学校を新たに設置し運営するために設立する場合
 2. 既に設置されている学校を運営するために設立する場合 があります。
- 学校を新たに設置する場合は、学校法人等の設立と併せて学校設置認可が、既設校を運営するために設置する場合は、併せて設置者変更認可がそれぞれ必要になりますので、30 ページ「2 (1) ① 学校の設置」、33 ページ「2 (1) ③ 設置者の変更」を参照してください。
- 学校法人等の設立は、
 1. 計画書の審査（学校を設置しようとする年度の前々年度の9月末までに提出）
 2. 認可申請書の審査（学校を設置しようとする年度の前年度の4月末までに提出）の2段階で審査を行います。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法第30条第1項（準学校法人は同法第64条第5項において準用）
- ・ 私立学校法施行規則第2条第5項（準学校法人は同規則第8条において準用）

【提出書類】

- ① 寄附行為認可申請書（様式1）
- ② 寄附行為
- ③ 設立趣意書 … 学校法人等を設立にあたっての経緯、目的及びねらい等を記載
- ④ 設立決議録 … 議事に関する資料を添付し、設立代表者による原本証明をしてください。
- ⑤ 設立者又は設立代表者の履歴書
- ⑥ 設立代表者の権限を証する書類
- ⑦ 役員名簿及び役員となる者に関する次に掲げる書類
 - ・ 就任承諾書
 - ・ 履歴書
 - ・ 役員のうち、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類
 - ・ 監事は、理事、評議員又は法人の職員を兼ねていないことを証する書類
 - ・ 役員が欠格事由（私立学校法第38条第8項第1号及び第2号）に該当しない者であることを誓約する書類
 - ・ 役員が学校法人等の管理運営に必要な知識又は経験を有することを証する書類
- ⑧ 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
 - … 公認会計士の監査の結果を記載した書類を添付
- ⑨ 寄附申込書 … 寄附者の寄附能力（資力）を証明する書類を添付
 - ア 寄附者が法人の場合：法人の定款、役員会の決議録、資金証明書
 - イ 寄附者が個人の場合：資金証明書
- ⑩ 寄附の収納状況等を明らかにする書類
 - ・ 寄附金一覧

- ・ 預貯金の残高証明、通帳の写し
- ⑪ 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - … 証明書類の一覧表を作成してください。
 - 農地転用許可を必要とする土地の場合は、転用許可書等を添付してください。
- ⑫ 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
 - … 現物寄附を受けた財産及び借用財産を受けた場合等に添付してください。
 - 新たに購入した場合等、評価を必要としない場合は、省略可。
- ⑬ 設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - ・ 事業計画
 - ・ 収支予算書
- ⑭ 経費の見積り及び資金計画を記載した書類
 - ・ 設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類
 - ・ 設置経費の算出基礎表
 - ・ 転共用計画表
 - ・ 設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類
 - ※ 預金残高証明書、補助金の交付決定通知書等を添付してください。
- ⑮ 負債償還計画書
 - … 負債がある場合又は借入を予定している場合に添付してください。
- ⑯ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- ⑰ 設置しようとする学校の学則

【提出期限】

- ・ 計画書：学校を設置しようとする年度の前々年度の9月末まで
- ・ 認可申請書：学校を設置しようとする年度の前年度の4月末まで

【留意事項】

- 学校法人等は営利を目的するものではありません。仮に学校法人等を解散する場合でも、その残余財産は他の学校法人等に寄附するか国庫に帰属し、設立代表者等に配当されることはありません。
- 学校法人等を新規に設立する場合、継続的・安定的に運営できることが前提となります。そのために、「設置する学校の生徒が安定的に確保できるか」、「設立資金の中に借入金がある場合、運営収入の中から返済が可能か」等、事前に十分検討してください。
- 認可後は、2週間以内に設立登記を行い、登記完了後速やかに、設立登記が完了した旨の届出を提出してください。
 - ⇒ 24 ページ「1 (2) ④ 登記の完了」を参照
- 「付随事業」及び「収益事業」の扱いは、文部科学省通知に準拠します。
 - ・ 文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて（通知）（H21.2.26 付け 20 文科高第 855 号）
 - ・ 文部科学大臣所轄学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の扱い等について（通知）（R3.10.1 付け 3 高私行第 9 号）
- 知事所轄学校法人等が行うことの出来る収益事業は、「私立学校法第 26 条の規定により学校法人が行うことのできる収益事業の種類に関する要綱」に定めています。
- 県は、学校法人等の設立を認可したときは、その旨公告することとしています。

- 学校法人等を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を定めたものの、以下の事由を定めずに死亡したときは、所轄庁は利害関係人の請求により、これらの事項を定め、寄附行為の補充を行わなければならないとされています。
- (1) 学校法人等の目的
 - (2) 学校法人等の名称
 - (3) その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学科を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校に広域の通信制課程を置く場合には、広域通信制の課程である旨を含む。）
 - (4) 事務所の所在地
 - (5) 役員の数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
 - (6) 理事会に関する規定
 - (7) 評議員会及び評議員に関する規定
 - (8) 資産及び会計に関する規定
 - (9) 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他事業に関する規定
 - (10) 解散に関する規定
 - (11) 寄附行為の変更に関する規定
 - (12) 公告の方法

【根拠法令】

- ・ 私立学校法第 32 条第 1 項（準学校法人は同法第 64 条第 5 項において準用）

【提出書類】

- ① 寄附行為補充請求書（様式 2）
- ② 補充しようとする事項を記載した書類
- ③ 請求者と設立者との関係を記載した書類

【提出期限】

寄附行為の補充を受けようとする年度の前年度の 4 月末又は 9 月末

1 (1) ③ 寄附行為の変更 (認可事項)

学校法人 準学校法人

- 寄附行為を変更する場合、以下の届出事項を除き認可が必要となります。
- [届出事項]
- ・ 学校、課程、学科等の設置廃止を伴わない学校名の変更
 - ・ 事務所所在地の変更
 - ・ 公告の方法の変更
- 届出事項に該当する場合は、21 ページ「1 (2) ① 寄附行為の変更 (届出事項)」を参照してください。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法第 45 条第 1 項 (準学校法人は同法第 64 条第 5 項において準用)
- ・ 私立学校法施行規則第 4 条第 1 項 (準学校法人は同規則第 8 条において準用)

【提出書類】

	(1) 学校、課程、学科等を設置する場合	(2) 学校、課程、学科等を廃止する場合	(3) 収益事業を開始する場合	(4) 収益事業を廃止する場合	(5) 設置廃止等を伴わない変更の場合
① 寄附行為変更認可申請書	様式 3-1	様式 3-2	様式 3-3	様式 3-4	様式 3-5
② 寄附行為の変更の条項及び理由書	○	○	○	○	○
③ 新旧対照表	○	○	○	○	○
④ 現行及び変更後の寄附行為	○	○	○	○	○
⑤ 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類 … 理事会・評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印しものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))	○	○	○	○	○
⑥ 申請年度の前年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類 ((1)の場合は公認会計士の監査の結果を記載した書類を添付、(2)~(4)の場合は添付不要)、貸借対照表、収支決算書、申請年度の収支予算書	○	○	○	○	
⑦ 設置計画書	○				
⑧ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面	○		○		
⑨ 経費の見積り及び資金計画を記載した書類 ・経費の見積り及び資金計画を記載した書類	○				

・設置経費の算出基礎表 ・転共用計画表 ・設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類 ※預金残高証明書、補助金の交付決定通知書等を添付					
⑩ 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等 … 証明書類の一覧表を作成し、添付農地転用許可を必要とする土地の場合は、許可書等を添付	○				
⑪ 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書 … 現物寄附を受けた財産及び借用財産を受けた場合等に添付 新たに購入した場合等、評価を必要としない場合は、省略可	○		○		
⑫ 開設後(又は変更後、収益事業開始・廃止後)2年間の事業計画及びこれに伴う収支予算書 ・事業計画 ・収支予算書 … 収益事業を開始する場合は、開始する収益事業の内容がわかる資料、収益事業に係る収支予算書も添付	○	○	○	○	
⑬ 負債償還計画書 … 負債がある場合又は借入れを予定している場合に添付	○		○		
⑭ 法人登記事項証明書	○	○	○	○	
⑮ 廃止する私立学校に係る財産の処分に関する事項を記載した書類		○			
⑯ 廃止する収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類				○	

【提出期限】

随時（寄附行為所定の手続き後速やかに提出）

【留意事項】

- 寄附行為の変更（届出事項を除く）は、認可を受けなければその効力を生じません。
- 認可後は変更登記を行い、登記完了後は速やかに、変更登記が完了した旨の届出を提出してください。
- ⇒ 24 ページ「1（2）④ 登記の完了」を参照

- 学校法人等の解散には、以下の6つの場合があります。
1. 理事の同意
理事の3分の2以上の同意があった場合 ⇒ 認可事項
 2. 解散事由の発生
あらかじめ定めた学校法人等の存続期限が到来した場合など ⇒ 届出事項
 3. 成功不能
学校経営が維持できなくなった場合など ⇒ 認定事項
 4. 合併
他の学校法人等と合併した場合 ⇒ 17 ページ「1 (1) ⑤学校法人等の合併」参照
 5. 破産手続開始の決定
裁判所が破産手続開始の決定をした場合 ⇒ 届出事項
 6. 解散命令
私立学校法第62条第1項により所轄庁(県)の解散命令があった場合
- ここでは、1と3の手続について記載します。
届出事項については、25 ページ「1 (2) ⑤ 学校法人等の解散 (届出事項)」を参照してください。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法第50条第2項 (準学校法人は同法第64条第5項において準用)
- ・ 私立学校法施行規則第5条 (準学校法人は同規則第8条において準用)

【提出書類】

- ① 解散認可(認定)申請書(様式4)
- ② 理由書
- ③ 解散事由(私立学校法第50条第1項各号)が発生したことを証する書類
 - ・ 理事の同意書(理事会の議事録の写し)
 - ・ 評議員会の議事録の写し
 - … いずれも原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要)を添付してください。
- ④ 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- ⑤ 財産目録及びその他最近における財産の状況を知ることができる書類
- ⑥ 解散年度収支決算(見込)書
- ⑦ 寄附行為

【提出期限】

学校法人等を解散しようとする年度の前年度4月末または9月末まで

【留意事項】

- 認可（認定）後は解散登記を行い、登記完了後は速やかに、解散登記が完了した旨の届出を提出してください。

⇒ 24 ページ「1（2）④ 登記の完了」を参照

- 学校法人等解散後は、私立学校法の規定に基づき、清算手続きが必要になります。解散認可（認定）後の手続きについては、次のとおりです。

解散の認可（認定）

↓

解散登記

↓

解散登記完了の届出

↓

解散公告 [2月以内、3回以上] ※清算人が行う解散公告

↓

清算手続き [清算諸費用の決算、残余財産の引き渡し]

↓

清算終了の登記

↓

清算終了登記完了の届出、清算終了の届出

- 県は、学校法人等が解散したときは、その旨公告することとしています（上記の清算人が行う解散公告とは異なります）。

- 学校法人等の合併には、吸収合併と新設合併があります。
 1. 新設合併：合併によって新たな学校法人等を設立する場合
 - ・ 合併しようとする全ての学校法人等が解散になります。
 - ・ 学校法人等の設立に関する事務は、各学校法人等が選任した者が共同して行う必要があります。
 2. 吸収合併：1つの学校法人等が他の学校法人等を吸収して存続する場合
 - ・ 吸収される学校法人等は解散になります。
- 合併する場合、認可が必要です。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法第 52 条第 2 項（準学校法人は同法第 64 条第 5 項において準用）
- ・ 私立学校法施行規則第 6 条（準学校法人は同規則第 8 条において準用）

【提出書類】

- ① 合併認可申請書（様式 5）
- ② 理由書
- ③ 理事の同意書（理事会議事録の写し）（合併前の法人ごと）
- ④ 評議員会議事録の写し（合併前の法人ごと）
 - ※ ③、④ともに原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要）を添付してください。
- ⑤ 合併により新たな法人を設立する場合は、申請者が合併前の法人において選任された者であることを証する書類
- ⑥ 合併契約書
- ⑦ 合併後存続する学校法人等又は合併により設立する学校法人等について、次に掲げる書類
 - ・ 寄附行為
 - ・ 役員名簿及び役員となる者に関する次に掲げる書類
 - ・ 就任承諾書（存続法人について、引き続き役員となる者については、省略）
 - ・ 履歴書
 - ・ 役員のうち、各役員について、その配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていないことを誓約する書類
 - ・ 監事は、理事、評議員又は法人の職員を兼ねていないことを証する書類
 - ・ 役員が欠格事由（私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号及び第 2 号）に該当しない者であることを誓約する書類
 - ・ 合併後 2 年間の事業計画及び収支予算書
 - ・ 事業計画
 - ・ 収支予算書

- ・ 事務組織の概要を記載した書類
- ・ 設置する学校の学則
- ⑧ 合併前の各学校法人等について、次に掲げる書類
 - ・ 寄附行為
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 財産目録及びその他最近における財産の状況を知ることができる書類
 - ・ 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - ・ 不動産その他主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者が作成した価格評価書
 - ・ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

【提出期限】

要相談

【留意事項】

- 合併の認可から2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成する必要があります。(私立学校法第53条第1項)
- 併せて、債権者に対し異議があれば、一定の期間(2ヶ月以内)内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する必要があります。そして、債権者がこの期間内に、合併に対して異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなします。(同法第53条第2項、第54条第1項)
- 債権者が異議を述べたときは、学校法人等は債権者に対して弁済または相当の担保の提供等が必要です。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがない場合を除きます。(同法第54条第2項)
- 公告終了後2週間以内に合併登記が必要です。登記完了後は速やかに、合併登記が完了した旨の届出を提出してください。
 - ⇒ 24ページ「1(2)④ 登記の完了」を参照
- 合併時には、学校法人等の解散認可、寄附行為認可・寄附行為変更認可、学校の設置者変更認可は必要ないと解されています。
- 県は、学校法人等が合併したときは、その旨公告することとしています。

- 学校法人等の組織変更には、「準学校法人（私立学校法第 64 条第 4 項の法人）」が「学校法人」に変更するものと、「学校法人」が「準学校法人」に変更するものがあります。
 - 1. 準学校法人 → 学校法人
 - ・ 準学校法人が新たに学校教育法第 1 条に規定する学校（以下「1 条校」という。）を設置する。
 - ・ 準学校法人が既存の 1 条校の設置者となる。
 - 2. 学校法人 → 準学校法人
 - ・ 1 条校を廃止し、専修学校又は各種学校のための設置者となる。
 - ・ 1 条校の設置者を他の学校法人に変更し、専修学校又は各種学校のための設置者となる。
- 組織変更併せ、学校の設置、廃止または設置者の変更を行う場合は、それぞれの手続が必要となります。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法第 64 条第 6 項
- ・ 私立学校法施行規則第 9 条

【提出書類】

- ① 学校法人組織変更認可申請書（様式 6）
- ② 理由書
- ③ 寄附行為の変更の条項及び理由書
- ④ 新旧対照表
- ⑤ 変更後の寄附行為
- ⑥ 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したもの）の写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したもの（公印不要）
- ⑦ 役員名簿及び役員となる者に関する次に掲げる書類
 - ・ 就任承諾書
 - ・ 履歴書
 - ・ 役員のうち、各役員について、その配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていないことを証する書類
 - ・ 監事は、理事、評議員又は法人の職員を兼ねていないことを証する書類
 - ・ 役員が欠格事由（私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号及び第 2 号）に該当しない者であることを誓約する書類
- ⑧ 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
 - … 公認会計士の監査の結果を記載した書類を添付
- ⑨ 不動産の権利の所属についての法務局の証明書類等

- … 証明書類の一覧表を作成し、添付してください。
- ⑩ 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- … 現物寄附を受けた財産及び借用財産を受けた場合等に添付してください。
- … 新たに購入した場合等、評価を必要としない場合は、省略可。
- ⑪ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- ⑫ 変更後2年間の事業計画及び予算書
- ・ 事業計画
 - ・ 収支予算書
- ⑬ 申請年度の前年度の財産目録及びその他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表、収支決算書
- ⑭ 申請年度の予算書
- ⑮ 負債償還計画書
- … 負債がある場合又は借入れを予定している場合に添付
- ⑯ 組織変更後の学校法人又は準学校法人の設置する学校、専修学校、各種学校の学則

【提出期限】

組織を変更する年度の前年度4月末または9月末まで

【留意事項】

- 認可後は、登記を行い、登記が完了した旨の届出を提出してください。
 - ⇒ 24 ページ「1 (2) ④ 登記の完了」を参照
- 組織変更時には、寄附行為変更認可は必要ないと解されています。

- 寄附行為を変更する場合、以下の事項については届出で足够了。
- 〔届出事項〕
- ・ 学校、課程、学科等の設置廃止を伴わない学校名の変更
 - ・ 事務所所在地の変更
 - ・ 公告の方法の変更
- これらの事項以外については、認可が必要となりますので、13 ページ「1 (1) ③ 寄附行為の変更 (認可事項)」を参照してください。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法第 45 条第 2 項 (準学校法人は同法第 64 条第 5 項において準用)

【提出書類】

- ① 寄附行為変更届 (様式 7)
- ② 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
… 理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))
- ③ 新旧対照表
- ④ 変更後の寄附行為

【提出期限】

随時 (寄附行為変更後に提出)

- 寄附行為に基づき役員の変更を行った場合は、県への届出が必要です。
- ここでいう「役員」とは理事と監事を指します（理事長の変更も含まれます）。したがって、評議員に関しての届出は不要です。
- 単に新たに就任する場合や退任する場合だけでなく、重任（任期満了後、期間を空けずに再度続けてその地位に就任）する場合、役員が退任した後、新役員を補充しない場合も届出が必要となります。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法施行令第2条第2項

【提出書類】

- ① 役員変更届（様式8）
 - ② 新旧対照表
 - ③ 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要）
 - ④ 就任承諾書及び履歴書
 - ⑤ 役員のうち、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを誓約する書類
 - ⑥ 役員が、欠格事由（私立学校法第38条第8項第1号及び第2号）に該当しない者であることを証する書類
 - ⑦ 監事が、理事、評議員又は法人の職員を兼ねていないことを証する書類
 - … 理事の変更のみの場合は不要です。
- ※ ④～⑦は重任時にも提出が必要です。

【提出期限】

随時（役員変更後速やかに提出）

【留意事項】

- 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならないとされています。
- 校長の変更に伴う理事の変更があった場合は、校長採用届も併せて提出してください。
 - ⇒ 54 ページ「2 (2) ⑬ 校長の採用」を参照
- 代表者の変更があった場合、登記も必要です。
 - ⇒ 24 ページ「1 (2) ④ 登記の完了」を参照

- 理事が理事長の職を代理し、または理事長の職務を行うこととなったとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときは届出が必要です。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法施行令第2条第2項

【提出書類】

- ① 理事長職務代理開始 (終了) 届 (様式9)
- ② 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したもの) の写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したもの) の写し (公印不要)

【提出期限】

随時 (職務代理等開始 (終了) 後速やかに提出)

- 学校法人等は、政令の定めるところにより登記をしなければなりません。
- 登記事項の変更等を行い、その登記が完了した場合は届出が必要です。届出が必要となる登記の種類については、80 ページ「登記の種類及び期間等一覧」を参照してください。
- 学校法人等は、毎年度決算確定後、資産総額の変更登記が必要です。変更登記を行った後は、県へ届出を行ってください。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法施行令第2条第1項

【提出書類】

- ① 登記完了届（様式 10）
- ② 登記事項証明書

【提出期限】

随時（登記完了後速やかに提出）

- 学校法人等の解散には、以下の6つの場合があります。
1. 理事の同意
理事の3分の2以上の同意があった場合 ⇒ 認可事項
 2. 解散事由の発生
あらかじめ定めた学校法人等の存続期限が到来した場合など ⇒ 届出事項
 3. 成功不能
学校経営が維持できなくなった場合など ⇒ 認定事項
 4. 合併
他の学校法人等と合併した場合 ⇒ 17 ページ「1 (1) ⑤学校法人等の合併」参照
 5. 破産手続開始の決定
裁判所が破産手続開始の決定をした場合 ⇒ 届出事項
 6. 解散命令
私立学校法第62条第1項により所轄庁(県)の解散命令があった場合
- ここでは、2と5の手続について記載します。
認可事項については、15 ページ「1 (1) ④学校法人等の解散(認可事項)」を参照してください。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法第50条第4項(準学校法人は同法第64条第5項において準用)

【提出書類】

- ① 解散届(様式11)
- ② 理事会等議事録
… 原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨清算人が証明したものの写し(公印不要)
- ③ 学校法人等解散登記事項証明書

【提出期限】

随時(法人解散後速やかに提出)

【留意事項】

- 県は、学校法人等が解散したときは、その旨公告することとしています(清算人が行う解散公告とは異なります)。

- 学校法人等の解散に伴う清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を届け出なければなりません。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法第 50 条の 7（準学校法人は同法第 64 条第 5 項において準用）

【提出書類】

- ① 清算人就任届（様式 12）
- ② 登記事項証明書

【提出期限】

随時（就任後速やかに提出）

- 清算が結了したときは、清算人はその旨を届け出なければなりません。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法第 50 条の 14 (準学校法人は同法第 64 条第 5 項において準用)

【提出書類】

- ① 清算結了届 (様式 13)
- ② 残余財産及びその帰属すべき者の一覧
- ③ 残余財産の受領書の写し

【提出期限】

随時 (清算結了後速やかに提出)

【留意事項】

- 清算結了時には、併せて清算結了の登記を行い登記が完了した旨の届出を提出してください。
- ⇒ 24 ページ「1 (2) ④ 登記の完了」を参照

- 学校法人等は、毎会計年度終了後に学校法人会計基準に従って、貸借対照表等の決算書類を作成する必要があります。
- 私立学校振興助成法第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、計算書類及び監査法人等の監査報告書、及び収支予算書の届出が必要です。
- また、毎年度決算確定後、資産総額の変更登記が必要です。変更登記を行った後は、県へ届出を行ってください。(手続については24ページ「1 (2) ④登記の完了」を参照。)

【根拠法令】

- ・ 私立学校振興助成法第14条第2項

【提出書類】

- ① 貸借対照表
- ② 収支計算書
- ③ 財産目録
- ④ 収支予算書

【提出期限】

毎年度6月末まで

【留意事項】

- 公認会計士または監査法人の監査報告書については、1会計年度に1学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない法人であって、県の許可を受けた場合は添付不要です。
- 監査事項の内容や届出等については以下の通知もご覧ください。
 - ・ 平成28年度以後の監査事項の指定について（通知）（H28.3.29付け総第2326号）
 - ・ 「平成28年度以後の監査事項の指定について（通知）」の一部改正について（通知）（R4.2.4付け総第2246号）
- 第9条及び第14条第2項の規定は、準学校法人には適用されていません。

【参考】私立学校振興助成法

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

- 監事は、学校法人等の業務若しくは財産又は理事の業務執行を監査し、その監査の結果、学校法人等の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告することとされています。

【根拠法令】

私立学校法第 37 条第 3 項第 5 号（準学校法人は同法第 64 条第 5 項において準用）

【提出書類】

要相談

【提出期限】

不正発見後速やかに

- 学校の設置は、
1. 計画書の審査（学校を設置しようとする年度の前々年度の9月末までに提出）
 2. 認可申請書の審査（学校を設置しようとする年度の前年度の4月末までに提出）
- の2段階で審査を行います。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法第4条第1項（中高）
- ・ 学校教育法第130条第1項（専修）
- ・ 学校教育法第134条第2項において準用する同法第4条第1項（各種）

【提出書類】

- ① 学校設置認可申請書（様式21）
- ② 設置計画書
 - … 目的、名称、位置、経費の見積及び維持方法、開設の時期、課程・学科の名称を記載
- ③ 学則
- ④ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- ⑤ 学級編成表
- ⑥ 校具・教具の明細表
- ⑦ 教職員配置計画書
- ⑧ 教職員名簿及び教職員の就任承諾書（写）
 - … 教職員の就任承諾書（写）は、中学校及び高等学校の学校設置に限る。
- ⑨ 校長採用届
 - … 就任承諾書、校長の欠格事由（学校教育法第9条各号）に該当しない者であることを宣誓する書類
- ⑩ 完成年度までの事業計画書及び収支予算書
 - ・ 事業計画書
 - ・ 収支予算書
- ⑪ 経費の見積り及び資金計画を記載した書類
 - ・ 設置経費及び資金計画を記載した書類
 - ・ 設置経費の算出基礎表
 - ・ 転共用計画表
 - ・ 設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類

※ 預金残高証明書、補助金の交付決定通知書等を添付してください。
- ⑫ 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- ⑬ 負債償還計画書
 - … 負債がある場合又は借入れを予定している場合に作成してください。

- ⑭ 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））
- ⑮ 寄附行為
- ⑯ 法人の登記事項証明書

【提出期限】

- ・ 計画書：学校を設置しようとする年度の前々年度の9月末までに提出
- ・ 認可申請書：学校を設置しようとする年度の前年度の4月末までに提出

【留意事項】

- 学校を新規に設置する際には、学校が安定的・継続的に運営できることが前提となります。そのために、「設置する学校の生徒が安定的に確保できるか」、「設立資金の中に借入金がある場合、運営収入の中から返済が可能か」等、事前に十分検討してください。
- 校舎建設の開始時期及び生徒募集以外の学校PR活動の開始時期については、学校設置予定者は前々年度11月の審議会開催後とするよう努めることとしています。また、学校PR活動に際しては「認可申請予定」または「認可申請中」であることを明記することとしています。生徒募集の開始時期については、学校設置予定者は前年度7月の審議会開催後とするよう努めることとしています。
- 学校法人等を新たに設置する場合は、学校法人等の設立認可が必要となります。
 - ⇒ 10 ページ「1（1）① 学校法人等の設立」を参照
- 既存の学校法人等が新たに学校を設置する場合、寄附行為変更認可が必要です。
 - ⇒ 13 ページ「1（1）③ 寄附行為の変更（認可事項）」を参照
- 既存の準学校法人が新たに1条校を設置する場合、組織変更認可が必要です。
 - ⇒ 19 ページ「1（1）⑥ 学校法人等の組織変更」を参照

- 入学希望者等の減少などにより既存の学校を廃止する場合、認可が必要です。
- 学校を廃止する場合は、在校生に不利益が及ばないよう、廃止までに在校生全員が卒業できるようにあらかじめ生徒募集を停止する等、計画的に進めてください。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法第4条第1項（中高）
- ・ 学校教育法第130条第1項（専修）
- ・ 学校教育法第134条第2項において準用する同法第4条第1項（各種）

【提出書類】

- ① 学校廃止認可申請書（様式22）
- ② 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要）
- ③ 生徒の処置方法を記載した書類
 - … 在校する生徒がある場合は、生徒の転入学等、教育の代替方法を記載してください。
- ④ 指導要録等の引継方法
 - … 県知事に指導要録を引き継ぐ必要がある場合は、併せて、指導要録等引継書（様式51）を提出してください。
- ⑤ その他の参考事項
 - ・ 教職員の配置替等の異動計画
 - ・ 資産の処分方法…廃止に伴い、校地・校舎、教具、校具を処分する場合に記載

【提出期限】

学校を廃止しようとする年度の前年度の4月末までに提出

【留意事項】

- 学校法人等を解散する場合は、学校法人等解散認可が必要となります。
 - ⇒ 15 ページ「1 (1) ④ 学校法人等の解散（認可事項）」を参照
- 学校法人等が存続する場合も、寄附行為変更認可が必要となります。
 - ⇒ 13 ページ「1 (1) ③ 寄附行為の変更（認可事項）」を参照

- 学校の設置者変更は、
 - ・ 個人→他の個人（相続を含む）
 - ・ 個人、学校法人等以外の法人→学校法人等
 - ・ 学校法人等→他の学校法人等 等の場合があります。
- 1 条校は、国・地方公共団体・学校法人のみが設置できるとされていますが、専修学校・各種学校は、国・地方公共団体・学校法人等のほか、一般社団法人、独立行政法人等のその他の法人や個人による設置も認められています。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法第 4 条第 1 項（中高）
- ・ 学校教育法第 130 条第 1 項（専修）
- ・ 学校教育法第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項（各種）

【提出書類】

- ① 設置者変更認可申請書（様式 23）
 - ② 学校の目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法が記載されたもの
 - ③ ①の事項の変更前と変更後を記載した書類
 - ④ 変更後の学則
 - ⑤ 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要）
 - ⑥ 財産目録その他最近における財産の状況を知ることができる書類
 - ⑦ 変更後 2 年間の収支予算書
 - ⑧ 校地校舎の権利関係を証する書類
 - … 登記事項証明書、売買契約書（借地の場合は、地主の賃借権移転の承諾書等）
 - ⑨ 寄附行為
- * ④、⑤、⑨は変更前及び変更後の設置者両者のものを添付してください。

【提出期限】

設置者を変更しようとする年度の前年度の 4 月末まで

【留意事項】

- 学校法人等を新たに設置する場合は、学校法人等の設立認可が必要となります。
⇒ 10 ページの「1 (1) ① 学校法人等の設立」を参照

- 1 条校と各種学校については認可が必要となります。
定員を増やす場合は、校地・校舎の面積や教員数等が設置基準を満たすか、事前に確認してください。
- 専修学校にあたっては認可事項ではありませんが、届出が必要となりますので、学則変更届を提出してください。(44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」を参照)

【根拠法令】

- ・ 学校教育法第 4 条第 1 項 (中高)
- ・ 学校教育法第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項 (各種)
- ・ 学校教育法施行令第 23 条第 1 項

【提出書類】

- ① 収容定員に係る学則変更認可申請書 (様式 24)
- ② 学則の変更事項及び新旧対照表
- ③ 変更後の学則
- ④ 設置計画書
 - … 経費の見積り及び維持方法も記載すること
- ⑤ 校地・校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- ⑥ 学級編成表
- ⑦ 校具・教具の明細表
- ⑧ 教職員配置計画書
- ⑨ 教職員名簿 (定員増に伴う教職員の新規採用者も記載すること。)
- ⑩ 申請年度及びその翌年度の収支予算書
- ⑪ 財産目録その他最近における財産の状況を知ることができる書類
- ⑫ 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))
- ⑬ 寄附行為
- ⑭ 直近 5 年間の生徒数の推移

【提出期限】

収容定員を変更しようとする年度の前年度の 4 月末まで

- 高等学校には、全日制課程・定時制課程・通信制課程を、専修学校には、高等課程・専門課程・一般課程を設置することができます。
- これらの設置にあたっては、認可が必要となります。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法第4条第1項（高校）
- ・ 学校教育法第130条第1項（専修）

【提出書類】

- ① 課程設置認可申請書（様式25）
- ② 設置計画書
 - … 設置事由、名称、位置、経費の見積り及び維持方法、開設予定時期を記載
- ③ 学則の変更事項、新旧対照表
- ④ 変更後の学則
- ⑤ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- ⑥ 学級編成表
- ⑦ 校具・教具の明細表
- ⑧ 教職員配置計画書
- ⑨ 教職員名簿及び教職員の就任承諾書（写）
 - … 教職員の就任承諾書（写）は、高等学校の課程設置に限る。
- ⑩ 課程設置後2年の収支予算書
- ⑪ 経費の見積り及び資金計画を記載した書類
- ⑫ 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- ⑬ 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要）
- ⑭ 寄附行為

【提出期限】

課程を設置しようとする年度の前年度の4月末まで

【留意事項】

- 課程設置の認可後には、寄附行為及び学則の変更も必要となりますので、それぞれ認可申請・届出を提出してください。
- ⇒ 13 ページ「1 (1) ③ 寄附行為の変更（認可事項）」、44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」を参照

- 高等学校で全日制課程・定時制課程・通信制課程のいずれかを廃止する場合、専修学校において専門課程・高等課程・一般課程のいずれかを廃止する場合、認可が必要となります。
- ある課程に属する学科を全て廃止する場合は、課程の廃止になります。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法第4条第1項（高校）
- ・ 学校教育法第130条第1項（専修）

【提出書類】

- ① 課程廃止認可申請書（様式26）
- ② 学則の変更事項及び新旧対照表
- ③ 変更後の学則
- ④ 生徒の処置方法
 - … 在校する生徒がある場合は、生徒の転入学等、教育の代替方法を記載
- ⑤ 指導要録等の保管方法
- ⑥ 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要）
- ⑦ その他の参考事項
 - ・ 教職員の配置替等の異動の計画
 - ・ 資産等の処分方法…廃止に伴い、教具等を処分する場合に記載

【提出期限】

課程を廃止しようとする年度の前年度の4月末まで

【留意事項】

- 課程廃止の認可後には、寄附行為及び学則の変更も必要となりますので、それぞれ認可申請・届出を提出してください。
- ⇒ 13 ページ「1 (1) ③ 寄附行為の変更（認可事項）」、44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」を参照

- 高等学校における学科の設置については認可が必要となります。
- 一方、専修学校における学科の設置は学則変更の届出で足りませんが、新たな課程または新たな分野の学科を設置する場合は、課程の設置認可または目的変更認可が必要です。(35 ページ「2 (1) ⑤ 課程の設置」、40 ページ「2 (1) ⑩ 目的の変更 (認可事項)」を参照してください。)

【根拠法令】

- ・ 学校教育法第4条第1項
- ・ 学校教育法施行令第23条第1項

【提出書類】

- ① 学科設置認可申請書 (様式 27)
- ② 設置計画書
 - … 設置事由、名称、位置、経費の見積り及び維持方法、開設予定時期を記載
- ③ 学則の変更事項、新旧対照表
- ④ 変更後の学則
- ⑤ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- ⑥ 学級編成表
- ⑦ 校具・教具の明細表
- ⑧ 教職員配置計画書
- ⑨ 教職員名簿及び教職員の就任承諾書 (写)
- ⑩ 学科設置後2年の収支予算書
- ⑪ 経費の見積り及び資金計画を記載した書類
- ⑫ 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- ⑬ 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))
- ⑭ 寄附行為

【提出期限】

学科を設置しようとする年度の前年度の4月末まで

【留意事項】

- 学科設置の認可後には、寄附行為及び学則の変更も必要となりますので、それぞれ認可申請・届出を提出してください。
- ⇒ 13 ページ「1 (1) ③ 寄附行為の変更 (認可事項)」、44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」を参照

- 高等学校において学科を廃止する場合、認可が必要となります。
- 一方、専修学校における学科の廃止は学則変更の届出で足りませんが、学科を廃止することで課程または分野に属する学科がなくなる場合は、課程の廃止認可または目的変更認可が必要です。(36 ページ「2 (1) ⑥ 課程の廃止」、40 ページ「2 (1) ⑩ 目的の変更 (認可事項)」を参照してください。)

【根拠法令】

- ・ 学校教育法第 4 条第 1 項
- ・ 学校教育法施行令第 23 条第 1 項

【提出書類】

- ① 学科廃止認可申請書 (様式 28)
- ② 学則の変更事項及び新旧対照表
- ③ 変更後の学則
- ④ 生徒の処置方法
 - … 在校する生徒がある場合は、生徒の転入学等、教育の代替方法を記載
- ⑤ 指導要録等の保管方法
- ⑥ 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))
- ⑦ その他の参考事項
 - ・ 教職員の配置替等の異動の計画
 - ・ 資産等の処分方法…廃止に伴い、教具等を処分する場合に記載

【提出期限】

学科を廃止しようとする年度の前年度の 4 月末

【留意事項】

- 学科廃止の認可後には、寄附行為及び学則の変更も必要となりますので、それぞれ認可申請・届出を提出してください。
- ⇒ 13 ページ「1 (1) ③ 寄附行為の変更 (認可事項)」、44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」を参照

- 学則変更は原則として届出事項ですが、高等学校の広域の通信制課程に係る学則を変更する場合は認可が必要です。
- 令和5年4月1日から、認可事項とされている高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更のうち、下記の事項（軽微な変更として文部科学省令で定めるもの）は知事への届出事項となりました。

〔文部科学省令で定める事項〕

- ① 学校教育法施行規則第4条第1項第8号（賞罰に関する事項）及び第9号（寄宿舎に関する事項）に掲げる事項に係る変更
- ② 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- ③ ①②に掲げるもののほか、知事が軽微な変更として認めるもの（施行規則第4条第1項第1号から第7号まで及び第2項各号に係る変更を除く。）

【根拠法令】

- ・ 学校教育法第4条第1項
- ・ 学校教育法施行令第23条第1項

【提出書類】

- ① 学則変更認可申請書
- ② 学則の変更事項、新旧対照表
- ③ 変更後の学則
- ④ 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））
- ⑤ 変更事項に応じた説明資料

【提出期限】

学則を変更しようとする年度の前年度の4月末

【留意事項】

- 私立学校審議会でも認可することが適当である旨の答申が出た後、県から文部科学大臣へ届出をする必要があるため、県から学校法人への認可は文部科学省の届出受理後に行うこととなります。

2 (1) ⑩ 目的の変更 (認可事項)

専

- 専修学校は、その設置基準において、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置くものとされています。
- 専修学校の分野は、以下の8つに分類されています。
(1)工業 (2)農業 (3)医療 (4)衛生 (5)教育・社会福祉
(6)商業実務 (7)服飾・家政 (8)文化・教養
- 目的の変更とは、「目的の文言の変更のほか、目的に応じた分野の変更又は新設を含むものである」とされており、既存の分野と異なる新たな分野の学科を設置する場合、学科を廃止することで分野に属する学科がなくなる場合等には、目的の変更となるため認可が必要となります。また、通信制の教育を新たに行う場合（通信制の学科を新設する場合）にも、認可が必要です。
- なお、学科設置時等における分野の判断は、学校基本調査の手引（文部科学省）において示されている「専修学校の学科及び各種学校の課程のコード表」を参考にしてください。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法第130条第1項

【提出書類】

- ① 専修学校目的変更認可申請書（様式29）
- ② 設置計画書
… 変更事由、名称、位置、経費の見積り及び維持方法、変更年月日を記載。
- ③ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- ④ 学則の変更事項、新旧対照表
- ⑤ 変更後の学則
- ⑥ 学級編成表
- ⑦ 校具・教具の明細表
- ⑧ 教職員配置計画書
- ⑨ 教職員名簿
- ⑩ 変更後2年の収支予算書
- ⑪ 経費の見積り及び資金計画を記載した書類
- ⑫ 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- ⑬ 負債償還計画書…負債がある場合又は借入れを予定している場合に添付
- ⑭ 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
… 理事会、評議員会の議事録写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したもの）の写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要）
- ⑮ 寄附行為

※ 「変更する目的の内容に応じた分野の新設、変更又は廃止」又は「通信制学科の新設」を伴わない目的の文言の変更の場合には、添付書類②は目的変更計画書（変更事由、名称、位置、経費の見積り及び維持方法、変更年月日を記載）とする。また、その際には添付書類⑥～⑬及び⑮は省略可能とする。

【提出期限】

変更しようとする年度の前年度の4月末または9月末

【留意事項】

- 目的変更の認可後には、学則の変更も必要となりますので、届出を提出してください。
⇒ 44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」を参照
- 寄附行為の目的を変更する必要がある場合は、寄附行為変更認可申請を行ってください。
⇒ 13 ページ「1 (1) ③ 寄附行為の変更 (認可事項)」を参照

- 専修学校を除く私立学校の目的を変更する場合は、届出が必要となります。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (中高)
- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 3 (各種)

【提出書類】

- ① 学校の目的変更届 (様式 30)
- ② 目的変更に係る所定の手続きを経たことを証する書類
… 理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))
- ③ 変更後の学則

【提出期限】

随時 (目的変更を行う前に届出)

【留意事項】

- 併せて学則変更届の提出が必要です。
⇒ 44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」を参照
- 寄附行為の目的を変更する必要がある場合は、寄附行為変更認可申請を行ってください。
⇒ 13 ページ「1 (1) ③ 寄附行為の変更 (認可事項)」を参照

- 学校の名称を変更する場合は、名称変更の届出が必要です。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (中高)
- ・ 学校教育法第 131 条 (専修)
- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 3 (各種)

【提出書類】

- ① 学校の名称変更届 (様式 31)
- ② 名称変更に係る所定の手続きを経たことを証する書類
… 理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したもの) の写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したもの) の写し (公印不要)
- ③ 変更後の学則

【提出期限】

随時 (名称変更を行う前に届出)

【留意事項】

- 学校の名称を変更する場合、寄附行為と学則に校名が記載されていますので、寄附行為と学則の変更も併せて必要です。なお、名称の変更に係る寄附行為の変更は、認可の必要はありませんので、届出を提出してください。
⇒ 21 ページ「1 (2) ① 寄附行為の変更 (届出事項)」、44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」を参照
また、登記が完了した際は、登記事項の届出も必要となります。
⇒ 24 ページ「1 (2) ④ 登記の完了」を参照
- 広域の通信制の課程を設置している学校については、届出を受けた旨を県から文部科学大臣に報告する必要があります。(広域の通信制の課程に係る変更に限る)

- 学校及び学校法人等の事務所を移転する場合、届出が必要です。
- 学校を移転する場合、あらかじめ設置基準に定められた面積等の基準を満たすか、事前に確認の上行ってください。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (中高)
- ・ 学校教育法第 131 条 (専修)
- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 3 (各種)

【提出書類】

- ① 学校の位置変更届 (様式 32)
- ② 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))
- ③ 設置計画書
- ④ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- ⑤ 学級編成表
- ⑥ 校具・教具の明細表
- ⑦ 教職員配置計画書
- ⑧ 教職員名簿
- ⑨ 変更後 2 年の収支予算書
- ⑩ 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- ⑪ 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - … 借地については、賃貸契約書の写し

【提出期限】

随時 (位置を変更する前に届出)

【留意事項】

- 学校を移転した場合は、位置変更の届出に併せて学則変更の届出が必要です。
 - ⇒ 44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」を参照
- 学校法人等の事務所も移転する場合は、寄附行為変更の届出が必要です。
 - ⇒ 21 ページ「1 (2) ① 寄附行為の変更 (届出事項)」を参照
 - また、登記が完了した際は、登記事項の届出も必要となります。
 - ⇒ 24 ページ「1 (2) ④ 登記の完了」を参照
- 広域の通信制の課程を設置している学校については、届出を受けた旨を県から文部科学大臣に報告する必要があります。(広域の通信制の課程に係る変更に限る)

- 学則の変更は、理事会での承認など学校法人等における所定の手続を経て、県への届出が必要です。
- 主に次のような場合、学則変更が必要となります。
 - (1) 生徒納付金等の変更
 - (2) 学校名・学科名の変更
 - (3) 教育課程表の変更
 - (4) 専修学校の学科設置・廃止
 - (5) 専修学校の定員増・減

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (中高)
- ・ 学校教育法第 131 条 (専修)
- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 3 (各種)

【提出書類】

- ① 学則変更届 (様式 33)
- ② 学則の変更事項、新旧対照表
- ③ 変更後の学則
- ④ 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))

【提出期限】

随時 (学則を変更する前に届出)

【留意事項】

- 学則の変更事項ごとに、設置廃止等認可申請書等の提出が必要となります。詳細は次ページの別表を確認ください。
- 学則の変更のうち、収容定員に係るもの及び高等学校の広域の通信制課程に係るものは認可事項です。
 - ⇒ 34 ページ「2 (1) ④ 収容定員に係る学則の変更」、39 ページ「2 (1) ⑨ 広域の通信制課程に係る学則の変更」を参照

別表 学則変更届と併せて提出すべき書類

学則の変更事項	提出すべき書類	様式番号	手引きページ
課程設置	課程設置認可申請書	25	35
課程廃止	課程廃止認可申請書	26	36
学科設置	学科設置認可申請書	27	37
学科廃止	学科廃止認可申請書	28	38
目的	目的変更認可申請書	29	40
目的	目的変更届	30	41
名称	名称変更届	31	42
位置	位置変更届	32	43
経費の見積り及び維持方法	維持及び維持方法変更届	34	46
専攻科（別科）設置	専攻科・別科設置届	38	50
専攻科（別科）廃止	専攻科・別科廃止届	39	51
分校設置	分校設置届	40	52
分校廃止	分校廃止届	41	53

- 私立学校（専修学校・各種学校を除く）の経費の見積もり及び維持方法を変更する場合は届出が必要です。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令 27 条の 2 第 1 項

【提出書類】

- ① 経費の見積もり及び維持方法変更届（様式 34）
- ② 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
… 理事会、評議員会の議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものもの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものもの写し（公印不要）
- ③ 変更後 2 年の収支予算書

【提出期限】

随時（経費の見積もりや維持方法を変更する前に届出）

- 校地が増減し、その権利を取得もしくは処分しようとする場合は、届出が必要です。
- 校地は、校舎等の敷地、運動場、実習用地およびその他直接に教育の用に供する土地をいいます。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (中高)
- ・ 学校教育法第 131 条及び学校教育法施行令第 24 条の 3 (専修)
- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 3 (各種)

【提出書類】

- ① 校地変更届 (様式 35)
- ② 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))
- ③ 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - … 借地については、賃貸借契約書の写し
- ④ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

【提出期限】

随時 (土地を取得もしくは処分する前に届出)

【留意事項】

- 学校の位置を変更する場合は、併せて学校の位置変更届を提出してください。
 - ⇒ 43 ページ「2 (2) ③ 位置の変更」を参照
- 校地にかかる権利 (土地の所有権及び土地の上に存する権利をいいます。) の取得登記 (権利の保存、設定、転貸または移転の登記をいいます。) に要する登録免許税については、非課税となる場合があります。非課税措置を受けるためには、県の証明が必要となりますので、証明願を提出してください。
 - ⇒ 57 ページ「3 ② 証明願 (登録免許税関係)」を参照

- 校舎等の増改築により、その権利を取得もしくは処分しようとする場合は、届出が必要です。
- 校舎等は、校舎、寄宿舍、図書館およびその他教育上直接必要な付属建物をいいます。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (中高)
- ・ 学校教育法第 131 条及び学校教育法施行令第 24 条の 3 (専修)
- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 3 (各種)

【提出書類】

- ① 校舎等変更届 (様式 36)
- ② 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))
- ③ 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - … 新築の場合は、工事請負契約書等
 - 借家の場合は、賃貸借契約書の写し
- ④ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

【提出期限】

随時 (校舎等を増改築する前に届出)

【留意事項】

- 校舎等の所有権 (賃借権を含みます。) の取得登記 (権利の保存、設定、転貸または移転の登記をいいます。) に要する登録免許税については、非課税となる場合があります。非課税措置を受けるためには、県の証明が必要となりますので、証明願を提出してください。

⇒ 57 ページ「3 ② 証明願 (登録免許税関係)」を参照

- 校地、校舎等の用途変更および改築等により土地や建物の現状に重要な変更を加えようとする場合は、届出が必要です。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項（中高）
- ・ 学校教育法第 131 条及び学校教育法施行令 24 条の 3（専修）
- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 3（各種）

【提出書類】

- ① 校地・校舎等用途変更届（様式 37）
- ② 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したもの）の写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したもの）の写し（公印不要）
- ③ 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - … 新築の場合は、工事請負契約書
 - 借家の場合は、賃貸借契約書の写し
- ④ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- ⑤ 経費の見積もり及び資金計画を記載した書類
- ⑥ 負債償還計画書
 - … 負債がある場合、借入を予定している場合に記載
- ⑦ 工事中の防音措置、教育の代替方法、安全確保の方法等を記載した書類

⑤～⑦
改築工事を
伴う場合

【提出期限】

随時（用途の変更等をする前に届出）

- 高等学校に専攻科または別科を設置する場合は、届出が必要です。
- 学科の設置を伴う場合は、37 ページ「2 (1) ⑦ 学科の設置」も参照してください。
- 学則の変更を伴う場合は、44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」も参照してください。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (高校)

【提出書類】

- ① 専攻科・別科設置届 (様式 38)
- ② 学則の変更事項、新旧対照表
- ③ 変更後の学則
- ④ 設置計画書
 - … 設置事由、名称、位置、経費の見積もり及び維持方法、開設予定時期を記載
- ⑤ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- ⑥ 学級編成表
- ⑦ 校具・教具の明細表
- ⑧ 教職員配置計画書
- ⑨ 教職員名簿及び教職員の就任承諾書 (写)
- ⑩ 専攻科設置後 2 年の収支予算書
- ⑪ 経費の見積もり及び資金計画を記載した書類
- ⑫ 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- ⑬ 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))
- ⑭ 寄附行為

【提出期限】

随時 (専攻科または別科を設置する前に届出)

- 高等学校の専攻科または別科を廃止する場合は、届出が必要です。
- 学科の廃止を伴う場合は、38 ページ「2 (1) ⑧ 学科の廃止」も参照してください。
- 学則の変更を伴う場合は、44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」も参照してください。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (高校)

【提出書類】

- ① 専攻科・別科廃止届 (様式 39)
- ② 学則の変更事項、新旧対照表
- ③ 変更後の学則
- ④ 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したもの) の写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したもの) の写し (公印不要)
- ⑤ 指導要録の保存方法
- ⑥ その他の参考事項
 - ・ 教職員の配置替等の異動計画
 - ・ 資産の処分方法…廃止に伴い、教具等の処分を行う場合に記載

【提出期限】

随時 (専攻科または別科を廃止する前に届出)

- 本校と分離して教育施設として分校を設置する場合は、届出が必要です。
- 学科の設置を伴う場合は、37 ページ「2 (1) ⑦ 学科の設置」も参照してください。
- 学則の変更を伴う場合は、44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」も参照してください。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (中高)
- ・ 学校教育法第 131 条及び学校教育法施行令第 24 条の 3 (専修)
- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 3 (各種)

【提出書類】

- ① 分校設置届 (様式 40)
- ② 学則の変更事項、新旧対照表
- ③ 変更後の学則
- ④ 設置計画書
 - … 設置事由、名称、位置、経費の見積り及び維持方法、開設予定時期を記載
- ⑤ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- ⑥ 学級編成表
- ⑦ 校具・教具の明細表
- ⑧ 教職員配置計画書
- ⑨ 教職員名簿及び教職員の就任承諾書 (写)
 - … 教職員の就任承諾書 (写) は、中学校及び高等学校の分校設置に限る。
- ⑩ 当該年度及び開講後 2 年の収支予算書
- ⑪ 経費の見積り及び資金計画を記載した書類
- ⑫ 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- ⑬ 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したもの) の写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したもの) の写し (公印不要)
- ⑭ 寄附行為
- ⑮ 法人の登記事項証明書

【提出期限】

随時 (分校を設置する前に届出)

【留意事項】

- 専修学校の分校は、『①設置される場所がへき地等であって通学上の便宜のため地域の要望が強いこと、②独立した専修学校となる程度の規模を有していないこと、③教育機能も当該分校のみでは完結せず、教員、実習施設等について本校と一体となって教育を行うような形態であること等の要件を充たす場合に認められるものであり、実体が独立した専修学校としての要件を備えているものは、独立の専修学校として設置認可を行うべきものである』とされています。検討にあたっては、十分な時間的余裕をもってあらかじめご相談ください。

- 分校を廃止する場合は、届出が必要です。
- 学科の廃止を伴う場合は、38 ページ「2 (1) ⑧ 学科の廃止」も参照してください。
- 学則の変更を伴う場合は、44 ページ「2 (2) ④ 学則の変更」も参照してください。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (中高)
- ・ 学校教育法第 131 条及び学校教育法施行令第 24 条の 3 (専修)
- ・ 学校教育法施行令第 27 条の 3 (各種)

【提出書類】

- ① 分校廃止届 (様式 41)
- ② 学則の変更事項、新旧対照表
- ③ 変更後の学則
- ④ 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したもの) の写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したもの) の写し (公印不要)
- ⑤ 指導要録等の保存方法
- ⑥ その他の参考事項
 - ・ 教職員の配置替等の異動計画
 - ・ 資産の処分方法…廃止に伴い、資産を処分する方法、管理方法を記載

【提出期限】

随時 (分校を廃止する前に届出)

- 校長が退職や異動等により変更となった場合、県への届出が必要です。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法第 10 条（中高）
- ・ 学校教育法第 133 条第 1 項により準用する同法第 10 条（専修）
- ・ 学校教育法第 134 条第 2 項により準用する同法第 10 条（各種）

【提出書類】

- ① 校長採用届（様式 42）
- ② 履歴書
- ③ 欠格事由（学校教育法第 9 条各号）に該当しない者であることを誓約する書類
- ④ 教員免許状の写し（専修学校及び各種学校を除く）
 - ・ 学校教育法施行規則第 21 条（学校長の資格の特例）、第 22 条（免許状によらない校長の任用）を適用する場合は、その特別の事情について記載した書類（専修学校及び各種学校を除く）
- ⑤ 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会議事録等の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））
- ⑥ 前校長退職届写し（又は異動した場合は、辞令等その状況が確認できる書類）

【提出期限】

随時（変更等を行った後提出）

【留意事項】

	欠格事由・要件	根拠法令
校長の欠格事由（共通）	次のいずれかに該当する者は、校長となることができない。 ① 禁錮以上の刑に処せられた者 ② 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者 ③ 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者 ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	学校教育法第 9 条（専修は第 133 条第 1 項、各種は 134 条第 2 項で準用）
校長の要件（1 条校）	① 教育職員免許法による教諭の専修免許状又は 1 種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあっては、専修免許状）を有し、かつ、教育に関する職（学校教育法施行規則第 20 条第 1 号に定める職。以下同じ）に 5 年以上あったこと ② 教育に関する職に 10 年以上あったこと ③ ①②により難い特別の事情のあるときは、5 年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者 ④ 学校の運営上特に必要がある場合には、①②③のほか、①②の資格を有する者と同等の資質を有すると認める者	学校教育法施行規則第 20 条～第 22 条
校長の要件（専修、各種）	教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者	学校教育法第 129 条第 2 項又は各種学校規程第 7 条

- 学校を長期に渡って休校する場合は、県への届出を求めています。

【根拠法令】

- ・ 私立学校法第6条

【提出書類】

- ① 休校届（様式43）
- ② 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
 - … 理事会議事録等の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））

【提出期限】

随時（休校を開始する日の1月前の日までに届出）

- 学校の廃止により指導要録等を保存ができなくなった場合は、県で引き続き保管をしますが、引き継ぎにあたっては引継書の提出が必要です。
- 私立の中学校及び高等学校が廃止された場合は、当該学校の所在していた都道府県の知事が書類を保存することとされています。
- 私立の専修学校及び各種学校が廃止された場合における書類の保存に関する規定はありませんが、旧設置者が存続する場合を除き、便宜上、所轄庁たる都道府県知事が保存することが望ましいと考えられています。

【根拠法令】

- ・ 学校教育法施行令第 31 条

【提出書類】

- ① 指導要録等引継書（様式 51）
- ② 引継ぎする指導要録等

【提出期限】

随時（引き継ぐ必要があるとき）

【留意事項】

- 保存期間は、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については 20 年間、その他表簿については 5 年間です。
- 県では、これらの書類の保存期間から、学校において保存していた期間を除いた期間について保存をします。

- 学校法人等が校地（校舎等の敷地、運動場、実習用地その他直接に教育の用に供する土地）や校舎等（校舎、寄宿舎、図書館その他教育上直接必要な付属建物）の所有権保存等の登記※を行うときは、登録免許税法第4条第2項の規定により登録免許税法が非課税になります。
- ※ 所有権（賃借権を含む）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記）を指します。
また、校地は土地の所有権及びその土地の上に存する権利の取得登記を指します。
- 非課税措置を受けるためには、これらの登記に該当するものであることを証する知事の証明書が必要となります。

【根拠法令】

- ・ 登録免許税法第4条第2項

【提出書類】

- ① 証明願（様式52）
- ② 登記事項証明書
- ③ 校地・校舎等の配置の状況を明らかにする図面
- ④ 公図の写し
- ⑤ 理事会議事録の写し（金額が少額で、理事会の議決を要しない物件については不要。）
… 原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要）
- ⑥ 売買契約書の写し
…新築の建物については、工事請負契約書等

【提出期限】

随時

- 個人や法人が行う学校法人等への寄附金については、寄附した者や法人に対し所得税または法人税の優遇措置があります。この優遇措置を受けるには、県が交付した特定公益増進法人であることの証明書の写しが必要となります。
- 寄附金の使途は主たる目的である業務に関連することが必要で、記念式典の経費、記念品購入等その他教育研究に直接的に関わらない事業の用（主に管理経費）に供された場合は、当該寄附金は優遇措置の対象と認められません。

【根拠法令】

- ・ 所得税法 78 条、同法施行令第 217 条、同法施行規則第 40 条の 9・第 47 条の 2
- ・ 法人税法 37 条、同法施行令第 77 条、同法施行規則第 23 条の 2・第 24 条
- ・ 文部科学省通知
 - ・ 専修学校を設置する準学校法人等の特定公益増進法人への追加に関する所得税法施行令等の改正について（H5. 4. 16 付け文生第 101 号）
 - ・ 各種学校を設置する準学校法人等の特定公益増進法人への追加に関する関係法令の改正等について（H15. 5. 26 付け文科際第 45 号）

【提出書類】

- ① 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 又は第 4 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 号の 2 又は第 4 号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書（様式 53）
- ② 寄附行為の写し
- ③ その他参考資料
 - ・ 寄附金支出計画書
 - … 該当がない場合も「学校法人が他の者に対して行う寄附金はない」旨記載。
 - ・ 募集目的及び使途などの概要を記した書類（寄附金募集要項）
 - ・ 法人が設置するすべての学校の生徒等の募集要綱
 - ・ 法人が設置するすべての学校の学則の写し
 - ・ 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - ・ 申請の日を含む事業年度の開始の日の財産目録
 - ・ 申請の日を含む事業年度の開始の日間一年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書（収支決算書がない場合は、収支予算書）
- ④ 寄附金実績報告書（募集期間終了後）

申請者が「学校教育法第 1 条に規定する学校のみを設置する学校法人」である場合、省略可。

【提出期限】

随時

【留意事項】

- 専修学校、各種学校の場合、一定の要件が定められています。
 - ・ 専修学校高等課程：修業期間を通ずる授業時間数が 2,000 時間以上
 - ・ 〃 専門課程：修業期間を通ずる授業時間数が 1,700 時間以上
 - ・ 各種学校：初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設置された各種学校のうち、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準（H15 年文部科学省告示第 59 号）に該当する学校
- 提出書類のうち、寄附金支出計画書や寄附金実績報告書については文部科学省作成「学校法人の届出・申請の手引」に記載の様式も参考に作成してください。
- 本証明書の有効期間は 5 年間で自動更新されません。有効期間経過後も引き続き特定公益増進法人となるためには、再度、所轄庁からの証明を受ける必要があります。
- 有効期間（発行の日から 5 年）が満了した場合は、募集した寄附金の額及び使途について県に報告してください。
- 証明書の有効期間中に解散等の事由により資格を失ったときは、ただちに当該証明書を返還してください。
- 証明書の発行には日数（5 営業日程度）を要しますので、郵送にかかる期間も考慮の上、余裕を持って申請してください。

- 学校法人等が寄附金を受ける際に、寄附した者が税額控除を受けるためには、学校法人等が租税特別措置法に定める税額控除対象法人であることの証明を受けておく必要があります。
- 証明を受けるためには、以下2つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

【要件1】

実績判定期間（直近過去5事業年度）において、次の(1)(2)を満たすこと。

- (1) 3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄付者数）が年平均100人以上
- (2) 寄附金額が年平均30万円以上

※ただし、以下①②のいずれかに該当する場合は、判定基準寄付者数の数え方が緩和されます。

- ① 設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合
⇒ 当該事業年度の判定基準寄付者数は、以下の式で計算して100人以上であれば良いものとします。

$$\text{判定基準寄付者数} = \text{実際の寄付者数} \times \frac{5,000}{\text{定員等の総数（総数が500未満の場合は500）}}$$

- ② 公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合
⇒ 当該事業年度の判定基準寄付者数は、以下の式で計算して100人以上であれば良いものとします。

$$\text{判定基準寄付者数} = \text{実際の寄付者数} \times \frac{5,000}{\text{公益目的事業費用等総額（1千万未満の場合は1千万）}}$$

※全事業年度で要件を満たしていなくても、5事業年度での平均が100人以上であれば要件を満たします。

【要件2】

実績判定期間において、経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が1/5以上であること。

$$\text{受入寄附金総額} - \left(\begin{array}{l} \text{① 一者当たりの基準限度額超過分} \\ \text{② 一者から計1,000円未満の寄附金} \\ \text{③ 氏名等不詳の寄附金} \end{array} \right) + \text{国等からの補助金等}$$

$$\text{総収入金額} - \left(\begin{array}{l} \text{① 国等からの補助金等} \\ \text{② 委託による支出} \\ \text{③ 臨時的な資産売却収入} \end{array} \right) \text{等}$$

【根拠法令】

租税特別措置法施行規則第 23 条の 3

【提出書類】

※要件 1 の場合

- ① 税額控除に係る証明申請書
- ② 寄付者名簿
- ③ 絶対値要件チェック表
- ④ 設置する学校等の定員が分かる資料（現行の学則等）
 - … 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が 5,000 人未満の事業年度がある場合添付してください。また、期間内に定員等の増減があった場合は、変更前の学則等も添付してください。
- ⑤ 公益目的事業費用等の合計額が分かる資料（事業活動収支計算書等）
 - … 実績判定期間内に、公益目的事業費用等の額の合計額が 1 億円未満の事業年度がある場合添付してください。

※要件 2 の場合

- ① 税額控除に係る証明申請書
- ② 寄付者名簿
- ③ 相対値要件チェック表
- ④ 受入寄附金総額や総収入金額が分かる財務諸表等

【留意事項】

- 詳細については文部科学省作成「学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明申請の手引き」を参考にしてください。
- 証明書の有効期間は 5 年間です。証明書の有効期間中に解散等の事由により資格を失ったときは、ただちに当該証明書を返還してください。
- 税額控除対象法人の証明を受けた場合は、寄附行為、役員名簿、財産目録等、給与規程、支出した寄附金の額や相手先の情報、寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類等を主たる事務所に備え付け、閲覧に供する必要があります。
- また、閲覧に供する必要はありませんが、事業年度ごとに寄付者名簿を作成し、5 年間保存しなければなりません。
- 証明書の発行には日数（5 営業日程度）を要しますので、郵送にかかる期間も考慮の上、余裕を持って申請してください。

- 私立学校の教員に失効（禁錮以上の刑）・取上げ（懲戒解雇）の事由があったときは、学校法人から私立学校担当課（所轄庁）への速やかな報告と、所轄庁から免許管理者への通知が義務付けられ、懲戒解雇の場合はその理由（児童生徒性暴力等、成人への性暴力等を含む5類型）を併せて報告・通知することとされています。（教育職員免許法第14条・第14条の2、教育職員免許法施行規則第74条の2）
- 令和4年度より、禁錮以上の刑の事案についても、その理由が児童生徒性暴力等に該当する場合はその旨を併せて報告・通知することとされ、児童生徒性暴力等による禁錮以上の刑、懲戒解雇の場合については教員以外の免許保有者も報告・通知の対象とされています。（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則第2条）

【根拠法令】

- ・ 教育職員免許法第14条の2
- ・ 教育職員免許法施行規則第74条の3
- ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則第2条

【提出書類】

要相談

【提出期限】

要相談

- 体罰は生徒の人権に関わる重大な問題であることを認識し、学校においては体罰を未然に防止することを最優先に考え、関係教職員等の意識啓発を図る必要があります。
- また、仮に体罰が発生したとの情報を入手した場合は、速やかにその事実の確認を行うとともに、事態が継続、あるいは拡大しないよう万全を期す必要があります。
- なお、県は県教育委員会と連携して私立学校からの求めに応じて可能な限り対応を行います。
- 学校においては、体罰事案を把握次第、速やかに県へ報告し情報の共有を図ってください。

【根拠法令】

文部科学省通知及び島根県通知

- ・ 私立学校における体罰の防止について（通知）（H25. 1. 16 付け総第 2580 号）
- ・ 体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）（H25. 1. 23 付け 24 文科初第 1073 号）
- ・ 体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）（H25. 1. 28 付け総第 2671 号）
- ・ 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（H25. 3. 13 付け 24 文科初第 1269 号）
- ・ 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（H25. 3. 15 付け総第 3350 号）
- ・ 体罰事案の対応に係る留意事項について（通知）（H25. 4. 30 付け総第 211 号）
- ・ 体罰の未然防止と体罰事案の報告について（通知）（H29. 1. 30 付け総第 2134 号）
- ・ 体罰の未然防止と体罰事案の報告について（通知）（H31. 4. 17 付け総第 174 号）

【提出書類】

要相談（「体罰の未然防止と体罰事案の報告について（通知）（H31. 4. 17 付け総第 174 号）」の別紙「体罰に係る報告票（H31. 4 改正）」を参考としてください。）

【提出期限】

要相談

- 以下に掲げる重大事態が発生した場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告しなければならないとされています。
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとされています。
- 令和5年度より、文部科学省に対して、重大事態に関する報告をすることとされています。
〔報告・提出事項〕
 - (1) 重大事態の発生報告（R5. 4. 1以降に県へ発生報告を行った重大事態が対象）
 - (2) 重大事態調査の開始報告（R5. 4. 1以降に県へ発生報告を行った重大事態が対象）
 - (3) 重大事態調査報告書等の提出（R5. 4. 1以降に取りまとめられた報告書が対象）
- 重大事態に該当するかどうか判断がつかない場合は、幅広くご相談ください。

【根拠法令】

- ・ いじめ防止対策推進法第31条
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（H25. 10. 11 文部科学大臣決定）
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29. 3 文部科学省）
- ・ 文部科学省通知
〔いじめ重大事態に関する国への報告について（R5. 3. 10 付け事務連絡）〕

【提出書類】

要相談（文部科学省通知における県から文部科学省への報告書様式も参考とすること）

【提出期限】

要相談

- 児童生徒の自殺、重大事件については、事実関係の正確かつ迅速な把握が必要であることから、「児童生徒の事件等報告書」により、文部科学省へ報告することとされています。
- [報告事項]
- (1) 自殺した場合（自殺が疑われる場合や未遂を含む）（※1）
- （※1） 背景にいじめが疑われる場合（自殺詳細調査がいじめ重大事態調査を兼ねる場合）には、「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（R5.3.8 付け事務連絡）に基づき報告を行うこと
- (2) 学校内外を問わず、児童生徒が、他の児童生徒等の命を奪う等、重大な犯罪又は触法行為（※2）を起こした場合
- （※2） 殺人、強盗、詐欺、強制わいせつなどの事案
- 報告書を踏まえ、必要に応じて速やかな連携を図るとともに、文部科学省において問題行動等の現状を適切に把握・分析し、必要な指導助言を行い、施策の検討に生かされます。

【根拠法令】

文部科学省通知

- ・ 「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（H27.6.10 付け事務連絡）
- ・ 「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（H29.4.26 付け事務連絡）
- ・ 「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（H31.4.26 付け事務連絡）
- ・ 「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（R4.5.31 付け事務連絡）
- ・ 「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（R5.3.10 付け事務連絡）

【提出書類】

要相談（文部科学省通知における県から文部科学省への報告書様式を参考とすること）

【提出期限】

重大事件等発生後速やかに

- 「学校事故対応に関する指針」においては、登下校中を含めた学校の管理下で「死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」が起こった場合には、必要に応じて県に速やかに報告を行うこととされています。
- また、学校の管理下における死亡事故が発生した場合には、県を通じて国まで一報を行うこととされています。
- 指針に基づき、事件・事故災害の未然防止を行うとともに、事故発生時の適切な対応や事故発生後の速やかな調査・検証等の実施をお願いします。

【根拠法令】

- ・ 学校事故対応に関する指針（H28.3 文部科学省）
- ・ 文部科学省通知
 - ・ 「学校事故対応に関する指針」の公表について（通知）（H28.3.31 付け 27 文科初第 1785 号）
 - ・ 「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応の推進について（通知）（H28.12.21 付け 28 文科初第 1261 号）
 - ・ 「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について（通知）（R3.5.25 付け 3 文科教第 218 号）

【提出書類】

要相談（学校事故対応に関する指針の【参考資料5】第1報報告様式例を参考とすること）

【提出期限】

事故発生後速やかに

- 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等における消費者事故等については、文部科学省（スポーツ庁）において情報を集約した上で、消費者庁長官に通知する仕組みとされています。
- 「教育中に死亡・重症となった事故又は製品・設備等の欠陥が疑われる事故が生じた場合」には、報告が必要となります（詳細な要件は文部科学省通知の別紙 1 「消費者安全法に関する通知制度の概要」を参照ください）。

【根拠法令】

- ・ 消費者安全法
- ・ 文部科学省通知
 - 〔・ 消費者事故等の通知について（依頼）（H29. 6. 2 付け事務連絡）
 - 〔・ 消費者事故等の通知について（依頼）（R5. 2. 22 付け事務連絡）

【提出書類】

要相談（文部科学省通知の別紙 3 「消費者事故等情報通知様式」を参考とすること）

【提出期限】

事故発生後速やかに

- 海外渡航中に不測の事態が発生した場合の緊急連絡体制に万全を期すため、海外修学旅行等により生徒が海外渡航する際には、渡航先・旅程・人数等を記載した旅行届等を、県を經由して外務省及び文部科学省へ提出することとされています。
- 海外修学旅行等の実施にあたっては、あらかじめ文部科学省通知を確認頂くとともに、外務省の海外安全情報や報道をはじめとする各種最新の情報を参考に、生徒等の安全確保に最新の注意を払ってください。
- 海外修学旅行等一行代表者等は、必ず外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録をお願いします。

【根拠法令】

文部科学省通知

- ・ 海外修学旅行等の安全確保について（通知）（H28. 3. 29 付け 27 文科初第 1621 号）
- ・ 海外修学旅行等の安全確保について（通知）（H28. 9. 8 付け 28 初国教第 94 号）
- ・ 海外修学旅行等の安全確保について（通知）（H31. 4. 24 付け 31 教教国第 15 号）
- ・ 海外修学旅行等の安全確保について（通知）（R4. 12. 8 付け 4 教国教第 100 号）

【提出書類】

① 旅行届

- ・ 様式は外務省海外安全ホームページを参照
- ・ 記入例を参考に全ての項目を記入してください。
- ・ 記載漏れがない様に十分注意してください。

② 日程表

- ・ 取扱旅行会社作成の既存のもので可。

③ ホームステイ先一覧（該当する場合のみ）

- ・ 資料提出時までには児童・生徒全員の宿泊先が決定しない場合は引率教員の宿泊先を旅行届に必ず記載してください。

※ 文部科学省通知記載の必要書類のうち、「領事サービスセンター宛の依頼書（様式任意）」は島根県が作成します。

【提出期限】

出発日の 30 日前

- 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（以下「行動計画」という。）」においては、学校法人を含む非営利団体に関して、「テロ資金供与に悪用されるリスクについて適切に評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する」こととされており、学校法人が海外においてテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、この行動計画を着実に実施していく必要があります。
- このため、学校法人が海外で事業を実施する場合の取扱いについて、各学校法人における自己点検（令和4年6月21日付け事務連絡を参照）により、海外事業に係るリスクの低減を図ることをお願いしているところですが、『文部科学大臣所轄の学校法人が、収益事業として海外事業所を設けて海外事業を行う場合には、文部科学省への届出を求めると』とされたことを踏まえ、島根県所轄の学校法人（準学校法人含む）におかれましても、該当する場合には、文部科学大臣所轄の学校法人の対応に準じて島根県への届出をお願いします。

【参考】 リスクの高い海外事業（文部科学省通知より抜粋）

- ・ 学校法人が実施する海外事業には様々なものが想定されるが、その類型は令和4年6月21日付け事務連絡のとおり、教育研究活動の一環として行う活動、付随事業、収益事業に分類されること。
- ・ 海外事業のうち、教育研究活動の一環として行う活動及び付随事業については、在学者又は教職員及び役員など個人を対象とした活動であるためテロ資金供与の活動に巻き込まれるリスクは限定的であること。一方で、収益事業については、対象者に係る制限はなく、一定のリスクが生じ得るものであること。
- ・ これらの海外事業の実施にあたり、国内の金融機関を通して海外に送金する際には、犯罪収益移転防止法、テロ資金提供処罰法、外国為替及び外国貿易法、関税法、国際テロリスト財産凍結法等の制約がかかるため、テロ資金供与のリスクが低減されていること。他方、海外事業所を設けて海外事業を行う場合、これらの制約がないため、テロ資金供与のリスクが高まること。

【根拠法令】

文部科学省通知

- ・ 学校法人が海外事業等を実施する場合に留意すべき事項について（R4.6.21 付け事務連絡）
- ・ 学校法人が実施する海外事業に関する調査の結果について（周知）（R4.12.21 付け事務連絡）
- ・ 学校法人が実施する海外事業に関するモニタリングの実施について（依頼）（R5.3.22 付け事務連絡）

【提出書類】

学校法人が実施する海外事業に関するモニタリングの実施について（依頼）（R5.3.22 付け事務連絡）様式例による

【提出期限】

- ・ 新規届出 収益事業として海外事業所を設けて海外事業を行う前
- ・ 定期報告 6月30日（届出後に毎年度報告）
- ・ 停止廃止連絡 届出後に海外事業を停止又は廃止した場合

- 「専門士・高度専門士」とは、専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士・高度専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とするものです。
- 認定学科は、文部科学省ホームページにて公表されています。

【根拠法令】

- ・ 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日文部省告示第84号）
- ・ 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する実施要項
- ・ 専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与に関する実施要項

【提出書類及び提出期限】

毎年度、文部科学省からの通知を受け各校へ通知

- 高等専修学校のうち、修業年限が3年以上等の要件を満たしたもので、文部科学大臣が認めた学科の修了者は、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が得られます。
- 専門学校のうち、修業年限が4年以上等の要件を満たしたもので、文部科学大臣が認めた課程の修了者は、大学卒業者と同様に大学院入学資格が得られます。
- 認定学科は、文部科学省ホームページにて公表されています。

【根拠法令】

〔大学入学資格〕

- ・ 学校教育法施行規則第150条第3号
- ・ 大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項

〔大学院入学資格〕

- ・ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号
- ・ 大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項

【提出書類及び提出期限】

毎年度、文部科学省からの通知を受け各校へ通知

- 納税者自身が勤労学生であるときは、一定の金額の所得控除（所得税、住民税の税額控除）を受けることができます。これを勤労学生控除といいます。
- 文部科学省が定める基準を満たす専修学校等の生徒が、勤労学生控除を受けるに当たっては、文部科学大臣により発行された証明書の写しが必要です。

【根拠法令】

- ・ 所得税法施行令第 11 条の 3
- ・ 所得税法施行令第 11 条の 3 第 2 項に掲げる専修学校・各種学校の課程である旨の証明書の発行に関する実施要項
- ・ 所得税法施行令第 11 条の 3 第 1 項第 2 号に基づき文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校・各種学校である旨の証明書の発行に関する実施要項

【提出書類及び提出期限】

毎年度、文部科学省からの通知を受け各校へ通知

- 「職業実践専門課程」とは、専修学校の専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものを、「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校の専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とするものです。
- 認定学科は、文部科学省ホームページにて公表されています。

【根拠法令】

- ・ 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成 25 年 8 月 30 日 文部科学省告示第 133 号)
- ・ 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項
- ・ 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する記入要項

【提出書類及び提出期限】

毎年度、文部科学省からの通知を受け各校へ通知

【留意事項】

- 認定校において、認定を受けている学科内に新たなコース等を設ける場合には、必ずそのコース等についても職業実践専門課程の要件を満たすことをあらかじめご確認ください。そのコース等が要件満たさない場合（例：修業年限が1年のコース）には、認定学科全体として要件不適合となり、職業実践専門課程の認定取り消しとなります。

- 「キャリア形成プログラム」とは、専修学校の専門課程又は特別の課程（学校教育法第133条第1項において準用する同法105条に規定する特別の課程）であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大に資することを目的とするものです。
- 認定学科は、文部科学省ホームページにて公表されています。

【根拠法令】

- ・ 専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成30年8月24日文部科学省告示第170号）
- ・ 「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項
- ・ 「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する記入要項

【提出書類及び提出期限】

毎年度、文部科学省からの通知を受け各校へ通知

- 「外国人留学生キャリア形成プログラム」とは、専修学校の専門課程（以下「専修学校専門課程」という。）の学科であって、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として、質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資するものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とするものです。
- 認定学科は、文部科学省ホームページにて公表される予定です。

【根拠法令】

- ・ 専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和5年6月21日文部科学省告示第53号）
- ・ 「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項

【提出書類及び提出期限】

毎年度、文部科学省からの通知を受け各校へ通知

【留意事項】

- 他の認定制度（専門士・高度専門士、職業実践専門課程等）とは異なり、認定を希望する各専修学校から文部科学省に直接申請が必要です。

- 専修学校における留学生の受入れについては、H2. 6. 29 付け文学留第 168 号通知により、総入学定員数の 2 分の 1 までにとどめることとされていますが、H22. 9. 14 付け 22 生生推第 51 号通知（「専修学校における留学生管理等の徹底について」、以下「H22 年通知」という。）及び H29. 3. 31 付け 28 生生推第 45 号通知（「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について」）により、具体的留意事項等が示され、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校においては、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、例外として総入学定員の 2 分の 1 をこえて留学生を受け入れることを可能としています。
- また、その場合の取扱いの方法例として、「総入学定員数の 2 分の 1 をこえる数の留学生を受け入れようとする専修学校から所轄庁への事前申出及び定期報告」を行うことが示されています。
- 事前申出及び定期報告の可否に関わらず、文部科学省からの通知等を踏まえ専修学校における適切な留学生の管理等の徹底をお願いします。

【根拠法令】

文部科学省通知

- ・ 専修学校における留学生管理等の徹底について（H22. 9. 14 付け 22 生生推第 51 号）
- ・ 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（H29. 3. 31 付け 28 生生推第 45 号）

【提出書類】

H22 年通知様式例（H22 年通知参考資料③「総入学定員数の 2 分の 1 をこえる留学生受入れに関する申出・定期報告の様式例」）による

【提出期限】

事前申出：総入学定員数の 2 分の 1 をこえる数の留学生を受け入れようとする前
定期報告：事前申出後、年 2 回（5/1 現在及び 11/1 現在）

- 令和5年度税制改正におきまして、一定の専門学校（専修学校専門課程のうち、その修業期間を通ずる授業時間数が3,400時間以上）を設置しようとする学校法人等の設立のための費用に充てられる企業等からの寄附金につき、一定の要件を満たしたものについては、その寄附額の全額が指定寄附金の対象とされることとなりました。
- [対象となる寄附金の要件]
- ・ 学校法人等の設立に必要な費用に充てられるもの
 - ・ 財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるもの
 - ・ 学校法人等の設立前にされる寄附金で、法人税法施行令第75条に規定する寄附金に該当するもの
 - ・ 設置しようとする大学等が、法人設立後5年以内で募集要綱に定める日までに認可されない場合には、国または地方公共団体に寄附するとして募集された寄附金
- 学校法人等設立準備法人は、寄附金の募集につき、告示に定める届出書を財務大臣に提出しようとするときは、あらかじめ県に書類を提出し、県は提出のあった書類を確認した上で、当該学校法人等設立準備法人に対し、「指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書」を交付することとされています。

【根拠法令】

- ・ 法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（令和5年財務省告示第96号）
 - ・ 文部科学省通知
- 〔大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金を指定寄附金の対象とすることについて（通知）（R5.4.7付け5文科高第29号）〕

【提出書類】

- ① 指定寄附金の活用に係る書類の提出について
- ② 設立趣意書（様式任意）
- ③ 設立決議録（議事に関する資料を含む）
- ④ 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類（※）
- ⑤ 設置する学部等の分野がわかる資料（④に記載があれば省略可）
- ⑥ 設立代表者の履歴書（様式任意）
- ⑦ 銀行口座の通帳の写し
- ⑧ 寄附予定者や寄附金額の見込み等を記載した寄附金募集計画（様式任意）
- ⑨ 寄附金の使途、募集の方法、募集予定期間、募集した寄附金の管理方法等を記載した寄附金募集要綱（様式任意）

【提出期限】

随時

【留意事項】

- 書類の作成に当たっては、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引（文部科学省）」も適宜参照してください。

私立学校審議会への諮問事項及び審査スケジュール

認可事項		対象私立学校	認可申請書提出期限	対応スケジュール
学 校 関 係	学校の設置	全ての私立学校等	前年度4月末	③
	学校の廃止	全ての私立学校等	前年度4月末	②(注1)
	設置者の変更	各種学校を除く私立学校等	前年度4月末	①(注2)
		各種学校	前年度4月末	②(注1)
	収容定員に係る学(園)則の変更	専修及び各種学校を除く私立学校等	前年度4月末	①(注2) (注3)
		各種学校	前年度4月末	②(注1)
		学科、全日制・定時制・通信制の課程の設置	高等学校	前年度4月末
	学科、全日制・定時制・通信制の課程の廃止、広域の通信制の課程に係る学則の変更	高等学校	前年度4月末	①(注2)
	専修学校の課程の設置・廃止	専修学校	前年度4月末又は9月末	②
	専修学校の目的の変更	専修学校	前年度4月末又は9月末	②
法 人 関 係	学校法人等の設立		前年度4月末	③
	寄附行為の補充		前年度4月末又は9月末	②
	解散事由の認可又は認定		前年度4月末又は9月末	②
	組織変更の認可		前年度4月末又は9月末	②

(注1) 審議会において、2回目の審議が必要と認められた場合については、スケジュール①とする。

(注2) 審議会において、1回の審議で異議がないと認められ、答申となった場合については、2回目の審議は省略することができる。

(注3) 幼稚園の収容定員に係る学則変更が、当該幼稚園に併設する保育所の新設又は当該幼稚園に併設された保育所の定員変更に伴う変更であり、かつ、変更後の幼保両施設全体の定員が変更前の定員を上回らない場合は、当分の間、県は随時申請を受け付け、審議会に諮問することができる。

審議会スケジュール①

期 日	手 続	備 考
前年度の4月末まで	事前相談、調整等 認可申請書の提出(注1)	
7月	私立学校審議会の開催	審議会の意見等に基づき指導・調整
7月	諮問 審議・指導	
11月	私立学校審議会の開催	現地調査
11月	諮問	現地調査の結果説明
11月頃	答申 認可(注3)	
		現地調査(注2)

(注1)認可申請書の提出に当たっては、事前に十分事務協議を行うこと。

(注2)県は施設・大型設備の整備を伴う場合には現地調査を行う。

(注3)県は施設・大型設備の整備がおおむね完了した後に認可する。

審議会スケジュール②

期 日	手 続	備 考
前年度の4月末(9月末)まで	事前相談、調整等 認可申請書の提出(注1)	現地調査
7月(11月)	私立学校審議会の開催	現地調査の結果説明
7月(11月)	諮問	
7月頃(11月頃)	答申 認可(注3)	現地調査(注2)

(注1)認可申請書の提出に当たっては、事前に十分事務協議を行うこと。

(注2)県は施設・大型設備の整備を伴う場合には現地調査を行う。

(注3)県は施設・大型設備の整備がおおむね完了した後に認可する。

審議会スケジュール③

期 日	手 続	備 考
前々年度の9月末まで	計画書の提出	事前協議
11月	私立学校審議会の開催(注1)	計画内容について協議
前年度の4月末まで	認可申請書の提出(注2)	
7月	私立学校審議会の開催(注3)	審議会の意見等に基づき指導・調整
7月	諮 問 審 査・指 導	現地調査
11月	私立学校審議会の開催	
11月	諮 問	
11月頃	答 申	現地調査の結果説明
	認 可(注5)	現地調査(注4)

(注1) 校舎建設の開始時期及び生徒募集以外の学校PR活動の開始時期については、学校設置予定者は前々年度11月の審議会開催後とするよう努める。また、学校PR活動に際しては「認可申請予定」または「認可申請中」であることを明記する。ただし、これらは法的拘束力をもつものではない。

(注2) 認可申請書の提出に当たっては、学校設置者は県と事前に十分事務協議を行うこと。

(注3) 生徒募集の開始時期については、学校設置予定者は前年度7月の審議会開催後とするよう努める。ただし、このことは法的拘束力をもつものではない。

(注4) 県は施設・大型設備の整備を伴う場合には現地調査を行う。

(注5) 県は施設・大型設備の整備がおおむね完了した後に認可する。

登記の種類及び期間等一覧

種類	登記の期間		根拠法令
	主たる事業所の所在地において	従たる事務所の所在地において	
設立の登記	2週間以内	2週間以内（左欄の登記をした日から）	組合等登記令第2条第1項及び第11条第1項
従たる事務所の新設の登記	2週間以内	3週間以内（他の従たる事務所の所在地においても同様とする。）	同令第3条第1項及び第11条第1項
主たる事務所の移転の登記	旧所在地においては2週間以内に移転の登記、新所在地においては2週間以内に設立登記の場合と同じ事項の登記	3週間以内	同令第4条及び第11条第3項
従たる事務所の移転の登記	2週間以内	旧所在地においては3週間以内に登記、新所在地においては4週間以内に設立登記の場合と同じ事項の登記	同令第3条及び第12条
登記事項の変更の登記	2週間以内	3週間以内	同令第3条第1項
資産の総額の変更の登記	事業年度終了の3ヶ月以内	事業年度終了の3ヶ月以内	同令第3条第3項
解散の登記（合併、破産の場合を除く。）	2週間以内	3週間以内	同令第7条
合併の登記	2週間以内	3週間以内	同令第8条及び第13条
清算終了の登記	清算終了の日から2週間以内	清算終了の日から2週間以内	同令第10条及び第13条

（注1）学校法人の登記事項は以下のとおり（組合等登記令第2条第2項、別表）

①目的及び業務、②名称、③事務所の所在場所、④代表権を有する者の氏名、住所及び資格、⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め、⑦資産の総額、⑧設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称

（注2）登記すべき事項であって官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する（組合等登記令第24条）

（注3）登記手続きについては、法務局の指示に従ってください。

(様式1)

寄附行為認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所
設立者又は設立代表者

このたび、学校法人〇〇〇〇を設立したいので、私立学校法第30条第1項 (※)の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

※専修学校、各種学校のみを設置する法人
第64条第5項において準用する同法第30条第1項

提出部数 2部 (1部は、登記所提出用)

添付書類 ((7)のみ2部提出)

(1) 寄附行為

(2) 設立趣意書

○学校法人を設立するにあたっての経緯、目的及びねらい等(趣旨)を記載

(3) 設立決議録

○議事に関する資料を添付し、設立代表者による原本証明をしてください。

(4) 設立者又は設立代表者の履歴書

(5) 設立代表者の権限を証する書類

(6) 役員名簿及び役員となる者に関する次に掲げる書類

①就任承諾書

②履歴書

③役員のうち、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類

④監事は、理事、評議員又は法人の職員を兼ねていないことを証する書類

⑤役員が欠格事由(私立学校法第38条第8項第1号及び第2号)に該当しない者であることを誓約する書類

⑥役員が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを証する書類

(7) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

- 公認会計士の監査の結果を記載した書類を添付
- (8) 寄附申込書
 - 寄附者の寄附能力(資力)を証明する書類を添付
 - ア 寄附者が法人の場合:法人の定款、役員会の決議録、資金証明書
 - イ 寄附者が個人の場合:資金証明書
- (9) 寄附の収納状況等を明らかにする書類
 - ①寄附金一覧
 - ②預貯金の残高証明、通帳の写し
- (10) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - 証明書類の一覧表を作成してください。
 - 農地転用許可を必要とする土地の場合は、転用許可書等を添付してください。
- (11) 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
 - 現物寄附を受けた財産及び借用財産を受けた場合等に添付してください。
 - 新たに購入した場合等、評価を必要としない場合は、省略可。
- (12) 設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - ①事業計画
 - ②収支予算書
- (13) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類
 - ①設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類
 - ②設置経費の算出基礎表
 - ③転共用計画表
 - ④設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類
 - ※預金残高証明書、補助金の交付決定通知書等を添付してください。
- (14) 負債償還計画書
 - 負債がある場合又は借入れを予定している場合に添付
- (15) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- (16) 設置しようとする学校の学則
- (17) その他知事が必要と認める書類

※留意事項

認可後に、登記を行い、設立登記が完了した旨の届出を提出してください。
(様式10)

(様式2)

寄附行為補充請求書

年 月 日

島根県知事 様

住 所
利害関係人
氏 名

学校法人〇〇〇〇の設立者が、下記のとおり私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項（目的及び資産に関する事項を除く。）を定めないうち死亡したので、同法第32条第1項（※）の規定により、寄附行為の補充について、関係書類を添えて請求します。

※専修学校、各種学校のみを設置する法人
第64条第5項において準用する同法第32条第1項

記

- 1 学校法人設立者 （住所・氏名）
- 2 死亡年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 補充しようとする事項を記載した書類
- (2) 請求者と設立者との関係を記載した書類

(様式3-1) 一学校、課程、学科等を設置する場合一

寄附行為変更認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、学校法人〇〇〇〇の寄附行為の一部を変更したいので、私立学校法第45条第1項 (※) の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

※専修学校、各種学校のみを設置する法人

第64条第5項において準用する同法第45条第1項

提出部数 2部 (1部は、登記所提出用)

添付書類

(1) 寄附行為の変更の条項及び理由

(2) 新旧対照表

(3) 現行及び変更後の寄附行為

(4) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

○理事会・評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印しものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))

(5) 申請年度の前年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類 (公認会計士の監査の結果を記載した書類を添付)、貸借対照表、収支決算書、申請年度の収支予算書

(6) 設置計画書

(7) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

(8) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類

①経費の見積り及び資金計画を記載した書類

②設置経費の算出基礎表

③転共用計画表

④設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類

※預金残高証明書、補助金の交付決定通知書等を添付してください。

(9) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等

○証明書類の一覧表を作成し、添付してください。

○農地転用許可を必要とする土地の場合は、許可書等を添付してください。

(10) 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

○現物寄附を受けた財産及び借用財産を受けた場合等に添付してください。

○新たに購入した場合等、評価を必要としない場合は、省略可。

(11) 開設後2年間の事業計画及びこれに伴う収支予算書

①事業計画

②収支予算書

(12) 負債償還計画書

○負債がある場合又は借入れを予定している場合に添付

(13) 法人登記事項証明書

(14) その他知事が必要と認める書類

※留意事項

認可後に、変更登記を行い、変更登記が完了した旨の届出を提出してください。

(様式10)

(様式 3 - 2) 一学校、課程、学科等を廃止する場合一

寄附行為変更認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、学校法人〇〇〇〇の寄附行為の一部を変更したいので、私立学校法第45条第1項 (※) の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

※専修学校、各種学校のみを設置する法人

第64条第5項において準用する同法第45条第1項

提出部数 2部 (1部は、登記所提出用)

添付書類

(1) 寄附行為の変更の条項及び理由書

(2) 新旧対照表

(3) 現行及び変更後の寄附行為

(4) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

○理事会・評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))

(5) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

(公認会計士の監査の結果を記載した書類の添付は不要)

(6) 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

①事業計画

②収支予算書

(7) 廃止する私立学校に係る財産の処分に関する事項を記載した書類

(8) 法人登記事項証明書

(9) その他知事が必要と認める書類

※留意事項

認可後に、変更登記を行い、変更登記が完了した旨の届出を提出してください。

(様式 10)

(様式 3 - 3) 一収益事業を開始する場合一

寄附行為変更認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、学校法人〇〇〇〇の寄附行為の一部を変更したいので、私立学校法第45条第1項(※)の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

※専修学校、各種学校のみを設置する法人

第64条第5項において準用する同法第45条第1項

提出部数 2部(1部は、登記所提出用)

添付書類

(1) 寄附行為の変更の条項及び理由書(作成例3)

(2) 新旧対照表

(3) 現行及び変更後の寄附行為

(4) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

○理事会・評議員会の議事録の写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

(5) 申請年度の前年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類(公認会計士の監査の結果を記載した書類の添付は不要)、貸借対照表、収支決算書、申請年度の収支予算書

(6) 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

○現物寄附を受けた財産について評価を受けた場合等に添付してください。

○新たに購入した場合等、評価を必要としない場合は、省略。

(7) 収益事業開始後2年間の事業計画及びこれに伴う収支予算書

①事業計画

開始する収益事業の内容がわかる資料も添付してください。

②収支予算書

開始する収益事業に係る収支予算書も添付してください。

(8) 負債償還計画書

○負債がある場合又は借入を予定している場合に添付

(9) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

(10) 法人登記事項証明書

(11) その他知事が必要と認める書類

※留意事項

認可後に、変更登記を行い、変更登記が完了した旨の届出を提出してください。

(様式10)

(様式 3 - 4) 一収益事業を廃止する場合一

寄附行為変更認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、学校法人〇〇〇〇の寄附行為の一部を変更したいので、私立学校法第 4 5 条第 1 項 (※) の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

※専修学校、各種学校のみを設置する法人：

第 6 4 条第 5 項において準用する同法第 4 5 条第 1 項

提出部数 2 部 (1 部は、登記所提出用)

添付書類

(1) 寄附行為の変更の条項及び事由

(2) 新旧対照表

(3) 現行及び変更後の寄附行為

(4) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

○理事会・評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))

(5) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

(6) 収益事業廃止後 2 年間の事業計画及びこれに伴う収支予算書

①事業計画

②収支予算書

(7) 廃止する収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類

(8) 法人登記事項証明書

(9) その他知事が必要と認める書類

※留意事項

認可後に、変更登記を行い、変更登記が完了した旨の届出を提出してください。

(様式 1 0)

(様式 3 - 5) - 設置廃止等を伴わない変更の場合 -

寄附行為変更認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、学校法人〇〇〇〇の寄附行為の一部を変更したいので、私立学校法第 4 5 条第 1 項 (※) の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

※専修学校、各種学校のみを設置する法人：

第 6 4 条第 5 項において準用する同法第 4 5 条第 1 項

提出部数 2 部 (登記事項を変更しない場合は 1 部)

添付書類

(1) 寄附行為の変更の条項及び事由

(2) 新旧対照表

(3) 現行及び変更後の寄附行為

(4) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

○理事会・評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))

(5) その他知事が必要と認める書類

※留意事項

認可後に、変更登記を行い、変更登記が完了した旨の届出を提出してください。

(様式 1 0)

(様式4)

解散認可（認定）申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび学校法人〇〇〇〇を解散したいので、私立学校法第50条第2項（※）の規定により、関係書類を添えて認可（認定）を申請します。

※専修学校、各種学校のみを設置する法人

私立学校法第64条第5項において準用する同法第50条第2項

提出部数 2部（1部登記所提出用）

添付書類

(1) 理由書

(2) 解散事由（私立学校法第50条第1項各号）が発生したことを証する書類

①理事の同意書（理事会の議事録の写し）、②評議員会の議事録の写し

※①、②ともに原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要）を添付してください。

(3) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

(4) 財産目録及びその他最近における財産の状況を知ることができる書類

(5) 解散年度収支決算（見込）書

(6) 寄附行為

(7) その他知事が必要と認める書類

※留意事項

認可後に、解散登記を行い、解散登記が完了した旨の届出を提出してください。

(様式10)

(様式5)

合併認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)
学校法人〇〇〇〇
理事長 (※1)

(主たる事務所の所在地)
学校法人△△△△
理事長 (※1)

このたび、学校法人〇〇〇〇と学校法人△△△△は、下記のとおり合併したいので、
私立学校法第52条第2項(※2)の規定により関係書類を添えて認可を申請します。

- ※1 合併により新たな学校法人を設立する場合は、合併により消滅する各学校法人がそれぞれ選任した者が共同で申請を行ってください。
- ※2 専修学校、各種学校のみを設置する法人
私立学校法第64条第5項において準用する同法第52条第2項

記

- 1 合併後の学校法人
 - (1) 名称
 - (2) 主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者

提出部数 2部 (1部は、登記所提出用)

添付書類 ((1)、(6)の①、(7)の③は各2部)

- (1) 理由書
- (2) 理事の同意書 (理事会議事録の写し) (合併前の法人ごと)
- (3) 評議員会議事録の写し (合併前の法人ごと)

- ※(2)、(3)ともに原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要)を添付してください。
- (4) 合併により新たな法人を設立する場合は、申請者が合併前の法人において選任された者であることを証する書類
- (5) 合併契約書
- (6) 合併後存続する学校法人又は合併により設立する学校法人について、次に掲げる書類
- ① 寄附行為
 - ② 役員名簿及び役員となる者に関する次に掲げる書類
 - ア 就任承諾書(存続法人について、引き続き役員となる者については、省略)
 - イ 履歴書
 - ウ 役員のうち、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを誓約する書類(様式例14)
 - エ 監事は、理事、評議員又は法人の職員を兼ねていないことを証する書類
 - オ 役員が欠格事由(私立学校法第38条第8項第1号及び第2号)に該当しない者であることを誓約する書類
 - ③ 合併後2年間の事業計画及び収支予算書
 - ア 事業計画
 - イ 収支予算書
 - ④ 事務組織の概要を記載した書類
 - ⑤ 設置する学校の学則
- (7) 合併前の各学校法人について、次に掲げる書類
- ① 寄附行為
 - ② 貸借対照表
 - ③ 財産目録及びその他最近における財産の状況を知ることができる書類
 - ④ 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - ⑤ 不動産その他主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者が作成した価格評価書
 - ⑥ 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- (8) その他知事が必要と認める書類

※留意事項

- 認可後に、登記を行い、登記が完了した旨の届出を提出してください。
(様式10)

(様式6)

学校法人組織変更認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、学校法人から準学校法人（準学校法人から学校法人）へ組織を変更したので、私立学校法第64条第6項の規定により関係書類を添えて認可を申請します。

提出部数 2部（1部は、登記所提出用）

添付書類

(1) 理由書

(2) 寄附行為の変更の条項及び理由書

(3) 新旧対照表

(4) 変更後の寄附行為

(5) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））

(6) 役員名簿及び役員となる者に関する次に掲げる書類

①就任承諾書

②履歴書

③役員のうち、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類

④監事は、理事、評議員又は法人の職員を兼ねていないことを証する書類

⑤役員が欠格事由（私立学校法第38条第8項第1号及び第2号）に該当しない者であることを誓約する書類

(7) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

公認会計士の監査の結果を記載した書類を添付

(8) 不動産の権利の所属についての法務局の証明書類等

○証明書類の一覧表を作成し、添付してください。

- (9) 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
 - 現物寄附を受けた財産及び借用財産を受けた場合等に添付してください。
 - 新たに購入した場合等、評価を必要としない場合は、省略。
- (10) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- (11) 変更後2年間の事業計画及び予算書
 - ①事業計画
 - ②収支予算書
- (12) 申請年度の前年度の財産目録及びその他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表、収支決算書
- (13) 申請年度の予算書
- (14) 負債償還計画書
 - 負債がある場合又は借入れを予定している場合に添付
- (15) 組織変更後の学校法人又は準学校法人の設置する学校、専修学校、各種学校の学則
- (16) その他知事が必要と認める書類

※留意事項

認可後に、登記を行い、登記が完了した旨の届出を提出してください。
(様式10)

(様式7)

寄附行為変更届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、学校法人〇〇〇〇の寄附行為を下記のとおり変更したので、私立学校法第45条第2項(※)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

※専修学校、各種学校のみを設置する法人

第64条第5項において準用する同法第45条第2項及び同法施行規則第8条において準用する同法施行規則第4条の3第2項

記

1 寄附行為の変更条項及び事由

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録の写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

(2) 新旧対照表

(3) 変更後の寄附行為

※留意事項

本書は、所轄庁の認可を要しない寄附行為の変更(学校の設置廃止を伴わない名称変更、事務所の所在地(所轄庁の変更のないもの)、公告の方法)について、提出してください。

(様式8)

役員変更届

年 月 日

島根県知事

様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、学校法人〇〇〇〇の理事・監事を下記のとおり変更(就任・退任)したので、私立学校法施行令第2条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

□添付書類

(1) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録の写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

(2) 新旧対照表

(3) 就任承諾書及び履歴書

(4) 役員のうち、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを誓約する書類

(5) 役員が、欠格事由(私立学校法第38条第8項第1号及び第2号)に該当しない者であることを証する書類

(6) 監事が、理事、評議員又は法人の職員を兼ねていないことを証する書類

※ 理事の変更のみの場合、(6)は不要

(様式9)

理事長職務代理開始（終了）届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長職務代理者

このたび、学校法人〇〇〇〇の理事長の職務代理を開始（終了）したので、私立学校法施行令第2条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 職務代理を行う理事 (住所・氏名)
- 2 開始（終了）年月日 年 月 日
- 3 開始（終了）事由

※留意事項

本書は、理事長が病気・事故等により理事長が職務を遂行できないため、他の理事が理事長の代理を開始したとき、又は理事長が復帰し、代理を終了したときに、届け出てください。

(様式10)

登記完了届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、学校法人〇〇〇〇の登記(※1)を下記のとおり完了したので、私立学校法施行令第2条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 (原因)(※1)年月日 年 月 日

2 登記完了年月日 年 月 日

3 添付書類 登記事項証明書

記載要領

※1：設立、目的（名称、事務所の所在地、役員、資産の総額、解散事由）の変更、解散、合併、清算終了と記載

(様式11)

解 散 届

年 月 日

島根県知事 様

学校法人〇〇〇〇
清算人 住所・氏名

このたび、学校法人〇〇〇〇を下記のとおり解散したので、私立学校法第50条第4項(※)の規定により関係書類を添えて届け出ます。

※専修学校、各種学校のみを設置する法人：
第64条第5項において準用する同法第50条第4項

記

- 1 解散年月日 年 月 日
- 2 解散事由 (私立学校法第50条第1項第2号、第5号)

※留意事項

寄附行為に定める解散事由の発生又は破産により解散する場合に提出してください。

(様式12)

清算人就任届

年 月 日

島根県知事 様

学校法人〇〇〇〇
清算人 住所・氏名

このたび、学校法人〇〇〇〇の新たな清算人に下記のとおり就任したので、私立学校法第50条の7(※)の規定により関係書類を添えて届け出ます。

※専修学校、各種学校のみを設置する法人：
第64条第5項において準用する同法第50条の7

記

- 1 就任者 氏名
住所
- 2 就任年月日 年 月 日
- 3 添付書類 登記事項証明書

※留意事項

清算中に新しく清算人になった者がある場合に、届け出てください。

(様式13)

清算終了届

年 月 日

島根県知事 様

学校法人〇〇〇〇
清算人 住所・氏名

このたび、学校法人〇〇〇〇の清算が終了したので、私立学校法第50条の14
(※)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

※専修学校、各種学校のみを設置する法人：
第64条第5項において準用する同法第50条の14

記

1 清算終了の日 年 月 日

添付書類

- (1) 残余財産及びその帰属すべき者の一覧
- (2) 残余財産の受領書の写し

(様式 2 1)

学校設置認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校を設置したいので、学校教育法第4条第1項(※)の規定により、関係書類を添えて、認可を申請します。

※専修学校の場合：第130条第1項

各種学校の場合：第134条第2項において準用する同法第4条第1項

□添付書類

(1) 設置計画書

○目的、名称、位置、経費の見積り及び維持方法、開設の時期、課程・学科の名称を記載

(2) 学則

(3) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

(4) 学級編成表

(5) 校具・教具の明細表

(6) 教職員配置計画書

(7) 教職員名簿及び教職員の就任承諾書(写)

(教職員の就任承諾書(写)は、中学校及び高等学校の学校設置に限る。)

(8) 校長採用届

○就任承諾書、校長の欠格事由(学校教育法第9条各号)に該当しない者であることを誓約する書類

(9) 完成年度までの事業計画書及び収支予算書

①事業計画

②収支予算書

(10) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類

①設置経費及び資金計画を記載した書類

②設置経費の算出基礎表

③転共用計画表

④設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類

※預金残高証明書、補助金の交付決定通知書等を添付してください。

(11) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

(12) 負債償還計画書

○負債がある場合又は借入れを予定している場合に作成してください。

(13) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））

(14) 寄附行為

(15) 法人の登記事項証明書

※留意事項

寄附行為認可申請書（新法人設立の場合）（様式1）又は寄附行為変更認可申請書（様式3-1）を併せて提出してください。

(様式 2 2)

学校廃止認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校を下記のとおり廃止したいので、学校教育法第4条第1項
(※)の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

※専修学校の場合：第130条第1項

各種学校の場合：第134条第2項において準用する同法第4条第1項

記

- 1 名称・位置
- 2 廃止の事由
- 3 廃止予定年月日 年 月 日

□添付書類

(1) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））

(2) 生徒の処置方法を記載した書類

○在校する生徒がある場合は、生徒の転入学等、教育の代替方法を記載

(3) 指導要録等の引継方法

※県知事に指導要録を引き継ぐ必要がある場合は、併せて、指導要録等引継書（様式51）を提出してください。

(4) その他の参考事項

①教職員の配置替等の異動計画

②資産の処分方法

○廃止に伴い、校地・校舎、教具、校具を処分する場合に記載

(様式 23)

設置者変更認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる法人の所在地)

変更前の設置者 学校法人〇〇〇〇
理事長

(主たる法人の所在地)

変更後の設置者 学校法人〇〇〇〇
理事長

このたび、〇〇〇学校の設置者を下記のとおり変更したいので、学校教育法第4条第1項(※)の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

※専修学校の場合：第130条第1項

各種学校の場合：第134条第2項において準用する同法第4条第1項

記

- 1 学校の目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法 別紙のとおり
- 2 変更事由
- 3 変更予定時期 年 月 日

□添付書類

(1) 記1の事項の変更前と変更後を記載した書類(設置計画書)

(2) 学則の変更事項、新旧対照表

(3) 変更後の学則

(4) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

(5) 財産目録その他最近における財産の状況を知ることができる書類

(6) 変更後2年間の収支予算書

(7) 校地校舎の権利関係を証する書類

○登記事項証明書、売買契約書、(借地の場合は、地主の賃借権移転の承諾書等)

(8) 寄附行為

※(3)、(4)、(8)は、変更前及び変更後の設置者両者のものを添付してください。

(様式24)

収容定員に係る学則変更認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校の収容定員を下記のとおり変更をしたいので、学校教育法第4条第1項(※)及び学校教育法施行令第23条第1項の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

※各種学校の場合：第134条第2項において準用する同法第4条第1項

記

1 変更する事由

2 変更予定年月日

年 月 日

□添付書類

(1) 学則の変更事項及び新旧対照表

(2) 変更後の学則

(3) 設置計画書(経費の見積り及び維持方法も記載すること)

(4) 校地・校舎等の整備の内容を明らかにする図面

(5) 学級編成表

(6) 校具・教具の明細表

(7) 教職員配置計画書

(8) 教職員名簿(定員増に伴う教職員の新規採用者も記載すること。)

(9) 申請年度及びその翌年度の収支予算書

(10) 財産目録その他最近における財産の状況を知ることができる書類

(11) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

(12) 寄附行為

(13) 直近5年間の生徒数の推移

(様式 25)

課程設置認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校に、〇〇課程を設置したいので、学校教育法第4条第1項(※)の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

※専修学校の場合：第130条第1項

□添付書類

(1) 設置計画書

※設置事由、名称、位置、経費の見積り及び維持方法、開設予定時期を記載

(2) 学則の変更事項、新旧対照表

(3) 変更後の学則

(4) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

(5) 学級編成表

(6) 校具・教具の明細表

(7) 教職員配置計画書

(8) 教職員名簿及び教職員の就任承諾書(写)

(教職員の就任承諾書(写)は、高等学校の課程設置に限る。)

(9) 課程設置後2年の収支予算書

(10) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類

(11) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

(12) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

(13) 寄附行為

(様式26)

課程廃止認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校の〇〇課程を下記のとおり廃止したいので、学校教育法第4条第1項(※)の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

※専修学校の場合：第130条第1項

記

- 1 課程廃止の事由
- 2 廃止予定年月日 年 月 日

□添付書類

- (1) 学則の変更事項及び新旧対照表
- (2) 変更後の学則
- (3) 生徒の処置方法
○在校する生徒がある場合は、生徒の転入学等、教育の代替方法を記載
- (4) 指導要録等の保管方法
- (5) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
○理事会、評議員会の議事録写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))
- (6) その他の参考事項
 - ①教職員の配置替等の異動の計画
 - ②資産等の処分方法
○廃止に伴い、教具等を処分する場合に記載

(様式 27)

学科設置認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇高等学校〇〇課程に、〇〇学科を設置したいので、学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条第1項の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

□添付書類

(1) 設置計画書

※設置事由、名称、位置、経費の見積り及び維持方法、開設予定時期を記載

(2) 学則の変更事項、新旧対照表

(3) 変更後の学則

(4) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

(5) 学級編成表

(6) 校具・教具の明細表

(7) 教職員配置計画書

(8) 教職員名簿及び教職員の就任承諾書(写)

(9) 学科設置後2年の収支予算書

(10) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類

(11) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

(12) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

(13) 寄附行為

(様式28)

学科廃止認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇高等学校〇〇制課程〇〇学科を下記のとおり廃止したいので、学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条第1項の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 学科廃止の事由
- 2 廃止予定年月日 年 月 日

□添付書類

(1) 学則の変更事項及び新旧対照表

(2) 変更後の学則

(3) 生徒の処置方法

○在校する生徒がある場合は、生徒の転入学等、教育の代替方法を記載

(4) 指導要録等の保管方法

(5) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））

(6) その他の参考事項

①教職員の配置替等の異動の計画

②資産等の処分方法

○廃止に伴い、教具等を処分する場合に記載

(様式 29)

専修学校目的変更認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇専修学校の目的を変更したいので、学校教育法第130条第1項の規定により関係書類を添えて下記のとおり認可を申請します。

□添付書類

(1) 設置計画書

※変更事由、名称、位置、経費の見積り及び維持方法、変更年月日を記載。

(2) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

(3) 学則の変更事項、新旧対照表

(4) 変更後の学則

(5) 学級編成表

(6) 校具・教具の明細表

(7) 教職員配置計画書

(8) 教職員名簿

(9) 変更後2年の収支予算書

(10) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類

(11) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

(12) 負債償還計画書

○負債がある場合又は借入れを予定している場合に添付

(13) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））

(14) 寄附行為

(15) その他知事が必要と認める書類

(様式30)

学校の目的変更届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校の目的を下記のとおり変更するので、学校教育法施行令第27条の2第1項(※)の規定により届け出ます。

※各種学校の場合：第27条の3

記

1 変更事項

(1) 変更前の目的

(2) 変更後の目的

2 変更理由

3 変更予定年月日

年 月 日

添付書類

(1) 目的変更に係る所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録の写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

(2) 変更後の学則

※留意事項

①併せて、学則変更届を提出してください。

②寄附行為の目的も変更する場合は、寄附行為変更認可申請を行ってください。

(様式 3 1)

学校の名称変更届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校の名称を下記のとおり変更するので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (※) の規定により届け出ます。

※専修学校の場合：学校教育法第 1 3 1 条

各種学校の場合：学校教育法施行令第 2 7 条の 3

記

1 変更事項

(1) 変更前の名称

(2) 変更後の名称

2 変更理由

3 変更予定年月日 年 月 日

添付書類

(1) 名称変更に係る所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））

(2) 変更後の学則

※留意事項

併せて、学則変更届、寄附行為変更届を提出してください。

(様式 3 2)

学校の位置変更届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校の位置を下記のとおり変更するので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (※) の規定により届け出ます。

※専修学校の場合：学校教育法第 1 3 1 条

各種学校の場合：学校教育法施行令第 2 7 条の 3

記

1 変更事項

(1) 変更前の位置

(2) 変更後の位置

2 変更理由

3 変更予定年月日

年 月 日

添付書類

(1) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））

(2) 設置計画書

(3) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

(4) 学級編成表

(5) 校具・教具の明細表

(6) 教職員配置計画書

- (7) 教職員名簿
- (8) 変更後2年の収支予算書
- (9) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- (10) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - 借地については、賃貸借契約書の写し

※留意事項

併せて、学則変更届（様式33）、校地変更届（様式35）、校舎等変更届（様式36）、寄附行為変更届（様式7）、資産総額の変更登記完了届（様式10）を提出してください。

(様式 3 3)

学 則 変 更 届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校の学則の一部を下記のとおり変更するので、学校教育法施行令第 2 7 条の 2 第 1 項 (※)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

※専修学校の場合：学校教育法第 1 3 1 条

各種学校の場合：学校教育法施行令第 2 7 条の 3

記

1 変更事由

2 変更事項

3 変更の時期 年 月 日

□添付書類

(1) 学則の変更事項、新旧対照表

(2) 変更後の学則

(3) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））

(4) その他知事が必要と認める書類

※留意事項

○本書の提出に併せて学則の変更事項ごとに、設置廃止等認可申請書、設置廃止等届、変更届を提出してください。（別紙参考を参照）

別紙 [参考] 学則変更届と併せて提出すべき書類

学則の変更事項	提出すべき書類	様式番号
課程設置	課程設置認可申請書	25
課程廃止	課程廃止認可申請書	26
学科設置	学科設置認可申請書	27
学科廃止	学科廃止認可申請書	28
目的	目的変更認可申請書	29
目的	目的変更届	30
名称	名称変更届	31
位置	位置変更届	32
経費の見積り及び維持方法	維持及び維持方法変更届	34
専攻科（別科）設置	専攻科・別科設置届	38
専攻科（別科）廃止	専攻科・別科廃止届	39
分校設置	分校設置届	40
分校廃止	分校廃止届	41

(様式 3 4)

経費の見積り及び維持方法変更届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校の経費及び維持の方法を下記のとおり変更するので、学校教育法施行令第 2 7 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

(1) 変更前の経費及び維持の方法

(2) 変更後の経費及び維持の方法

2 変更理由

3 変更予定年月日 年 月 日

添付書類

(1) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））

(2) 変更後 2 年の収支予算書

(様式35)

校地変更届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校の校地を下記のとおり変更するので、学校教育法施行令第27条の2第1項(※)の規定により届け出ます。

※専修学校の場合：学校教育法第131条及び学校教育法施行令第24条の3
各種学校の場合：学校教育法施行令第27条の3

記

1 変更事項

区 分	面 積				備 考 (所在地)
	変更前	取 得	処分返還	変更後	
校舎敷地	m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
運動場					
その他					
計					

※下段()の面積は、借地

2 変更理由

3 変更予定年月日 年 月 日

□添付書類

(1) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録の写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

(2) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等

○借地については、賃貸借契約書の写し

(3) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

※留意事項

○学校の位置を変更する場合は、併せて学校の位置変更届（様式32）を提出してください。

(様式 36)

校舎等変更届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校の校舎等を下記のとおり変更するので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項 (※) の規定により届け出ます。

※専修学校の場合：学校教育法第 131 条及び学校教育法施行令第 24 条の 3

各種学校の場合：学校教育法施行令第 27 条の 3

記

- 1 変更事項 (校舎等の面積) 別表のとおり
- 2 変更理由
- 3 変更予定年月日 年 月 日
※新築の場合は、引渡しを受ける日等

□添付書類

- (1) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
○理事会、評議員会の議事録の写し (原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し (公印不要))
- (2) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
○新築の場合は、工事請負契約書等
○借家については、賃貸借契約書の写し
- (3) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

【別 表】

校舎等の面積の増減表

区 分		面 積				備 考
		変更前	取 得	処分返 還	変更後	
第 1 校 舎	教 室	室 m ²	室 m ²	室 m ²	室 m ²	・所在地 ・構造 ・○階建
	特別教室					
	図書室					
	その他					
	小 計					
第 2 校 舎	教 室	室 m ²	室 m ²	室 m ²	室 m ²	
	特別教室					
	その他					
	小 計					
体 育 館						
武 道 場						
校 舎 等 計						
そ の 他	寄 宿 舎					
	職 員 寮					
	小 計					
合 計						

※下段（ ）の面積は、借家

(様式 37)

校地・校舎等用途変更届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校の校地校舎等の用途を下記のとおり変更するので、学校教育法施行令第27条の2第1項(※)の規定により届け出ます。

※専修学校の場合：学校教育法第131条及び学校教育法施行令第24条の3

各種学校の場合：学校教育法施行令第27条の3

記

1 変更事項(用途変更の内容)

○別表を添付

2 変更理由

3 変更予定年月日 年 月 日

(工事等の期間 : 年 月 日から 年 月 日まで)

□添付書類

(1) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録の写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

(2) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等

○新築の場合は、工事請負契約書等

○借家の場合は、賃貸借契約書の写し

(3) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

～改築工事を伴う場合～

(4) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類

(5) 負債償還計画書

○負債がある場合、借入れを予定している場合に記載。

(6) 工事中の防音措置、教育の代替方法、安全確保の方法等を記載した書類

【別 表】

校舎等の面積の増減表

区 分		面 積				備 考
		変更前	増加	減少	変更後	
第 1 校 舎	教 室	室 ㎡	室 ㎡	室 ㎡	室 ㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・構造 ・〇階建 ・借家面積
	特別教室					
	図書室					
	その他					
	小 計					
第 2 校 舎	教 室	室 ㎡	室 ㎡	室 ㎡	室 ㎡	
	特別教室					
	その他					
	小 計					
体 育 館						
武 道 場						
校 舎 等 計						
そ の 他	寄 宿 舎					
	職 員 寮					
	小 計					
合 計						

(様式 38)

専攻科・別科設置届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇高等学校に、〇〇専攻科を設置するので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

□添付書類

(1) 学則の変更事項、新旧対照表

(2) 変更後の学則

(3) 設置計画書

※設置事由、名称、位置、経費の見積り及び維持方法、開設予定時期を記載

(4) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

(5) 学級編成表

(6) 校具・教具の明細表

(7) 教職員配置計画書

(8) 教職員名簿及び教職員の就任承諾書(写)

(9) 専攻科設置後 2 年の収支予算書

(10) 経費の見積もり及び資金計画を記載した書類

(11) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

(12) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

(13) 寄附行為

(様式39)

専攻科・別科廃止届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇高等学校の〇〇専攻科を下記のとおり廃止するので、学校教育法施行令第27条の2第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 廃止の理由

2 廃止予定年月日 年 月 日

3 生徒の処置方法

※在校する生徒がある場合は、生徒の転入学等、教育の代替手段を記載

□添付書類

(1) 学則の変更事項、新旧対照表

(2) 変更後の学則

(3) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））

(4) 指導要録等の保存方法

(5) その他の参考事項

①教職員の配置替等の異動計画

②資産の処置方法

○廃止に伴い、教具等の処分を行う場合に記載

(様式40)

分校設置届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇〇学校に、分校を設置するので、学校教育法施行令第27条の2第1項(※)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

※専修学校の場合：学校教育法第131条及び学校教育法施行令第24条の3

各種学校の場合：学校教育法施行令第27条の3

□添付書類

- (1) 学則の変更事項、新旧対照表
- (2) 変更後の学則
- (3) 設置計画書
- ※設置事由、名称、位置、経費の見積り及び維持方法、開設予定時期を記載
- (4) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- (5) 学級編成表
- (6) 校具・教具の明細表
- (7) 教職員配置計画書
- (8) 教職員名簿及び教職員の就任承諾書(写)

(教職員の就任承諾書(写)は、中学校及び高等学校の分校設置に限る。)

- (9) 当該年度及び開講後2年の収支予算書
- (10) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類
- (11) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- (12) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

- (13) 寄附行為
- (14) 法人の登記事項証明書

(様式 4 1)

分校廃止届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

このたび、〇〇学校の分校を下記のとおり廃止するので、学校教育法施行令第 2 7 条の 2 第 1 項 (※) の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

※専修学校の場合：学校教育法第 1 3 1 条及び学校教育法施行令第 2 4 条の 3

各種学校の場合：学校教育法施行令第 2 7 条の 3

記

- 1 分校廃止の理由
- 2 廃止予定年月日 年 月 日
- 3 生徒の処置方法

※在校する生徒がある場合に、生徒の本校への転校等、教育の代替方法を記載

□添付書類

(1) 学則の変更事項、新旧対照表

(2) 変更後の学則

(3) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会、評議員会の議事録写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し（公印不要））

(4) 指導要録等の保存方法

(5) その他の参考事項

①教職員の配置替等の異動計画

②資産の処分方法

○廃止に伴い、資産を処分する方法、管理方法を記載

(様式42)

校長採用届

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人 ○○○○

理事長

このたび、○○学校の校長を下記のとおり採用しましたので、学校教育法第10条(※)の規定により関係書類を添えて届け出ます。

※専修学校の場合：第133条第1項において準用する同法第10条

各種学校の場合：第134条第2項において準用する同法第10条

記

- 1 新任の校長 (氏 名)
- 2 前任の校長 (氏 名)
- 3 専任兼任の別 専任・兼任
- 4 採用年月日 年 月 日

□添付書類

- (1) 履歴書
- (2) 欠格事由(学校教育法第9条各号)に該当しない者であることを誓約する書類
- (3) 教員免許状の写し(専修学校及び各種学校を除く)
※学校教育法施行規則第21条(学校長の資格の特例)、第22条(免許状によらない校長の任用)を適用する場合は、その特別の事情について記載した書類(専修学校及び各種学校を除く)
- (4) 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
○理事会議事録等の写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))
- (5) 前校長退職届写し(又は異動した場合は、辞令等その状況が確認できる書類)

(様式43)

休 校 届

年 月 日

島根県知事 様

(学校の所在地)

〇〇学校

校長

このたび、〇〇学校を下記のとおり休校するので、届け出ます。

記

- 1 休校する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 休校する理由
- 3 生徒の処置方法

※在校する生徒がある場合は、生徒の転入学等、教育の代替方法を記載

- 4 指導要録等の保管方法
- 5 その他参考事項
 - (1) 教職員の配置替等の異動計画
 - (2) 学校施設等の管理方法

□添付書類

寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類

○理事会の議事録の写し(原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要))

※留意事項

○本書は、学校を長期にわたって休校する場合に、休校を開始する日の1月前の日までに届け出てください。

(様式 5 1)

指導要録等引継書

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

年 月 日に、〇〇〇学校を廃止しますので、学校教育法施行令第 3 1 条の規定により、下記の書類を引継ぎます。

なお、教職員の執務経歴に関する書類を併せて提出します。

記

1 引継ぎする書類

(1) 指導要録 (学校教育法施行規則第 2 4 条第 1 項)

年 度	部数	備考	年 度	部数	備考
昭和 年度	部		平成 年度	部	
令和 年度	部				

(2) 教職員の執務経歴に関する書類

2 その他

(様式 5 2)

証 明 願

年 月 日

島根県知事 様

(主たる事務所の所在地)

学校法人〇〇〇〇

理事長

登録免許税法（昭和 4 2 年法律第 3 5 号）第 4 条第 2 項の規定による登録免許税の非課税措置の適用を受けるため、下記物件が同法別表第 3 の 1 の 2 の項の第 3 欄第 1 号及び第 2 号（※）に該当することを証明願います。

※物件が、土地（校地）のみの場合は第 1 号を削除、
建物（校舎等）のみの場合は、第 2 号を削除してください。

記

物件の表示

1 土 地

(1) 所在・地番

(2) 地目・地積 m²

(3) 用 途 校舎敷地

2 建 物

(1) 所在・家屋番号

(2) 種類・構造・床面積 m²

(3) 用 途 校舎等

提出部数 証明願 2 部（1 部は、登記所提出用）、添付書類各 1 部

添付書類

(1) 登記事項証明書

(2) 校地・校舎等の配置の状況を明らかにする図面

(3) 公図の写し

(4) 理事会議事録の写し（原本同様議事録署名人の欄に署名もしくは記名押印

したものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明したものの写し(公印不要)

○金額が少額で、理事会の議決を要しない物件については、不要。

(5) 売買契約書の写し

○新築の建物については、工事請負契約書等

(6) その他知事が必要と認める書類

(様式 5 3)

所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 号の 2 又は第 4 号及び法人税法施行令第 7 7 条第 1 号の 2 又は第 4 号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書

年 月 日

島根県知事 様

(学校法人の所在地)
学校法人〇〇〇〇
理事長

当法人は、所得税法施行令第 2 1 7 条第 4 号及び法人税法施行令第 7 7 条第 4 号に掲げる法人であることの証明をお願いします。

□添付資料

- 寄附行為の写し
 - その他参考資料
 - ① 寄附金支出計画書
 - ② 募集目的及び用途などの概要を記した書類（寄附金募集要項）
 - ③ 法人が設置するすべての学校の生徒等の募集要綱
 - ④ 法人が設置するすべての学校の学則の写し
 - ⑤ 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - ⑥ 申請の日を含む事業年度の開始の日の財産目録
 - ⑦ 申請の日を含む事業年度の開始の日間一年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書（収支決算書がない場合は、収支予算書）
- ※ 申請者が「学校教育法第 1 条に規定する学校のみを設置する学校法人」である場合、④～⑦は省略可。

作成例 1

寄附金募集要項	
1	寄附金の募集目的及び用途 目的 用途
2	寄附金の募集目標額並びにその募集の区域及び対象 募集目標額 募集区域 募集対象
3	寄附金の募集期間
4	募集した寄附金の管理方法
5	寄附金の募集に要する経費

※留意事項

1. 募集対象欄において、「学校の入学に関してなす寄附金は含まない」旨を明記すること
2. 寄附金の募集活動を行わない場合、「募集」を「受入」と読み替えて作成してください。
3. 追加募集の場合は、追加する事項のみを記入してください。

作成例 2

寄附金支出計画書		
寄附の 相手方	名 称 等	
	住 所	
	事業内容	
寄 附 金 額		
寄 附 目 的		
寄附予定時期		

※ 留意事項

1. 該当がない場合も「学校法人が他の者に対して行う寄附金はない」旨を記載すること。

添付書類様式例

○ 以下の添付書類様式例は、県ホームページに掲載しています。

〔 県トップページ → 組織から探す → 総務部総務課 → 私立学校 → 私立学校の事務 〕

- 様式例 1 役員の就任承諾書
- 様式例 2 宣誓書（役員のうちに、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類）
- 様式例 3 宣誓書（監事は、理事、評議員又は法人の職員を兼ねていないことを証する書類）
- 様式例 4－1 役員が欠格事由に該当しない者であることを誓約する書類
- 様式例 4－2 校長が欠格事由に該当しない者であることを誓約する書類
- 様式例 5 役員が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを証する書類
- 様式例 6－1 経費の見積り及び資金計画を記載した書類（設置経費及び經常経費並びにその支払い計画を記載した書類）
- 様式例 6－2 経費の見積り及び資金計画を記載した書類（設置経費の算出基礎表）
- 様式例 6－3 経費の見積り及び資金計画を記載した書類（転共用計画表）
- 様式例 6－4 経費の見積り及び資金計画を記載した書類（設置経費及び經常経費の財源の調達方法を記載した書類）
- 様式例 7 負債償還計画書
- 様式例 8 新旧対照表（役員変更）
- 様式例 9 教職員の就任承諾書（中学校・高等学校の学校、課程及び学科設置認可申請等用）

私立学校の設置認可等の審査基準

1 趣 旨

島根県における私立学校等の設置、学校法人（私立学校法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人」という。）の寄附行為及び寄附行為変更の認可等に係る基準及び手続については、学校教育法等関係法令の規定によるほか、この要領の定めによるものとする。

2 定 義

この要領において「私立学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 学校教育法第1条に定める学校のうち、私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- (2) 同法第124条に定める専修学校のうち私立の専修学校
- (3) 同法第134条第1項に定める各種学校のうち私立の各種学校

3 学校法人の寄附行為及び寄附行為変更認可に関する審査基準

(1) 基本財産

文部省令に定める各学校の設置基準に規定する校舎(園舎を含む。以下同じ。)、校地(園地を含む。以下同じ。)、図書・教具・校具・設備等(以下「設備等」という。)の基本財産は、原則として自己所有とする。

ただし、次の場合は借用による開校を認めることができるものとする。

ア 校 地

- ・私立学校等予定地が国又は地方公共団体の所有で、所有権の移転が困難であるなど特別の事情があり、かつ、教育の永続性に問題がないと認められる場合
- ・私立学校等予定地が私有地にあり、かつ、次のいずれかの措置が取られており、教育の永続性に問題がないと認められる場合

①校舎敷地については、校舎の所有のため借地借家法の規定による借地権が設定されていること。

建物が建設されない校地については20年以上の賃貸借契約が締結されていること。

②上記①の措置を取ることが困難な特別な事情があり、かつ、教育の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合においては、学校教育法等に定める当該私立学校等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証があること。

イ 校 舎

- ・次のいずれかの措置が取られており、教育の永続性に問題がないと認められる場合

①賃借権が設定されていること。

②20年以上の賃貸借契約が締結されていること。

③上記①及び②の措置を取ることが困難な特別な事情があり、かつ、教育の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合においては、学校教育法等に定める当該私立学校等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証があること。

ウ 設備等

- ・情報処理のための教具等、技術の進歩等にかんがみリース等によることが適当と認められる場合

(2) 運用財産

学校法人は、私立学校等の経営に必要な運用財産を有するものとする。

運用財産は、授業料、入学金、その他確実な収入で構成されていなければならない。

学校法人は寄附行為の認可を受けるにあたり、運用財産として十分な現金又は預金を有しなければならない。

(3) 負債

学校設置時の学校法人の負債の割合は、総資産のおおむね30パーセント以内とする。

(4) 会計

学校設置後の通常年における学校の消費収支予算は、最低限、減価償却額を除いた収支が均衡しているものとする。

4 私立学校設置に係る施設の基準等

(1)校舎及び校地の面積

校舎及び校地の面積は次により算定するものとする。

ア 校 舎

- ・校舎の面積は、学校の施設面積（＝延床面積）から付帯的な施設の延床面積を除いた面積とする。
- ・付帯的な施設とは、寄宿舎、教職員宿舎、屋外物置等、直接教育の用に供しない施設をいう。

イ 校 地

- ・校地の面積は、学校の土地面積からアに掲げる付帯的な施設の敷地面積を除いた面積とする。

(2)校舎及び校地の面積の特例

校地及び運動場の面積については、幼稚園を除き、次のいずれかに該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、当分の間、学校教育法等関係法令の定める基準を下回ることができるものとする。

- ①学校予定地が市街地にあり基準面積以上の土地の取得が極めて困難である場合
- ②生徒等の収容定員が極めて少ない場合
- ③その他①または②に準ずる特別の事情がある場合

(3)校地の分離

校地の分離は原則として認めない。

ただし、分離した校地が接近しており、移動が安全かつ短時間に行われ教育に支障が生じないと認められる場合は、この限りではない。

(4)年次計画

校舎、校地、設備等及び教職員配置について、学年進行で整備しても教育上支障がないと認められる場合は、年次計画による整備を認めるものとする。

5 手 続

認可の方法及びスケジュールは、原則として別表のとおりとする。

附 則

- 1 この要領は、平成12年12月 1日から施行する。
- 2 島根県私立学校等認可取扱要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年 9月 3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年12月 4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年 7月27日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4年 3月22日から施行する。

(別 表)

認可事項	対象私立学校	認可申請書提出期限	対応スケジュール	
学校の設置	全ての私立学校等	前年度4月末	③	
学校の廃止	全ての私立学校等	前年度4月末	②(注1)	
学 校 設置者の変更	各種学校を除く私立学校等	前年度4月末	①(注2)	
	各種学校	前年度4月末	②(注1)	
校 収容定員に係る学(園)則の変更	専修及び各種学校を除く私立学校等	前年度4月末	①(注2) (注3)	
	各種学校	前年度4月末	②(注1)	
関 学科、全日制・定時制・通信制の課程の設置	高等学校	前年度4月末	①	
係 学科、全日制・定時制・通信制の課程の廃止、広域の通信制の課程に係る学則の変更	高等学校	前年度4月末	①(注2)	
	専修学校の課程の設置・廃止	専修学校	前年度4月末又は9月末	②
	専修学校の目的の変更	専修学校	前年度4月末又は9月末	②
	法 学校法人の設立		前年度4月末	③
人 寄附行為の補充の請求(注4)		前年度4月末又は9月末	②	
関 解散事由の認可又は認定		前年度4月末又は9月末	②	
係 組織変更の認可(注5)		前年度4月末又は9月末	②	

(注1) 審議会において、2回目の審議が必要と認められた場合については、スケジュール①とする。

(注2) 審議会において、1回の審議で異議がないと認められ、答申となった場合については、2回目の審議は省略することができる。

(注3) 幼稚園の収容定員に係る学則変更が、当該幼稚園に併設する保育所の新設又は当該幼稚園に併設された保育所の定員変更に伴う変更であり、かつ、変更後の幼保両施設全体の定員が変更前の定員を上回らない場合は、当分の間、県は随時申請を受け付け、審議会に諮問することができる。

(注4) 「寄附行為の補充の請求」とは、学校法人を設立しようとする者が目的及び資産に関する事項以外の事項を定めずに死亡した場合に、これらの事項を定めるため、利害関係人が行う請求をいう。

(注5) 「組織変更」とは、学校法人を私立学校法第64条第4項の法人(以下「準学校法人」という。)に、又は準学校法人を学校法人に変更することをいう。

※審議に際しては、県内の私立学校の現状を踏まえるとともに、県内の教育環境の充実・向上に資するため、大局的な見地に立つことを旨とする。

※学校関係の手続については学校教育法を、法人関係の手続については私立学校法を参照すること。

なお、私立学校法における「学校」には学校教育法第1条に規定する学校の他に、幼保連携型認定こども園が含まれるので、法人関係の手続にあたっては留意すること。

審議会スケジュール①(2回の審議会を経るもの)

期 日	手 続	備 考
前年度の4月末まで	事前相談、調整等 認可申請書の提出(注1)	
7月	私立学校審議会の開催	審議会の意見等に基づき指導・調整
7月	諮問 審議・指導	
		現地調査
11月	私立学校審議会の開催	現地調査の結果説明 現地調査(注2)
11月	諮問	
11月頃	答申	
	認可(注3)	

(注1) 認可申請書の提出に当たっては、事前に十分事務協議を行うこと。

(注2) 県は施設・大型設備の整備を伴う場合には現地調査を行う。

(注3) 県は施設・大型設備の整備がおおむね完了した後に認可する。

審議会スケジュール②

期 日	手 続	備 考
前年度の4月末（9月末） まで 7月（11月） 7月（11月） 7月頃（11月頃）	事前相談、調整等 認可申請書の提出(注1) 私立学校審議会の開催 諮問 答 申 認 可(注3)	現地調査 現地調査の結果説明 現地調査(注2)

(注1) 認可申請書の提出に当たっては、事前に十分事務協議を行うこと。

(注2) 県は施設・大型設備の整備を伴う場合には現地調査を行う。

(注3) 県は施設・大型設備の整備がおおむね完了した後に認可する。

審議会スケジュール③

期 日	手 続	備 考
前々年度の9月末まで	計画書の提出	事前協議
1 1 月	私立学校審議会の開催（注1）	計画内容について協議
前年度の4月末まで	認可申請書の提出（注2）	
7 月	私立学校審議会の開催（注3）	審議会の意見等に基づき指導・調整
7 月	諮 問 審 査・指 導	現地調査
1 1 月	私立学校審議会の開催	
1 1 月	諮 問	現地調査の結果説明
1 1 月頃	答 申	現地調査（注4）
	認 可（注5）	

(注1) 校舎建設の開始時期及び生徒募集以外の学校PR活動の開始時期については、学校設置予定者は前々年度11月の審議会開催後とするよう努める。また、学校PR活動に際しては「認可申請予定」または「認可申請中」であることを明記する。ただし、これらは法的拘束力をもつものではない。

(注2) 認可申請書の提出に当たっては、学校設置者は県と事前に十分事務協議を行うこと。

(注3) 生徒募集の開始時期については、学校設置予定者は前年度7月の審議会開催後とするよう努める。ただし、このことは法的拘束力をもつものではない。

(注4) 県は施設・大型設備の整備を伴う場合には現地調査を行う。

(注5) 県は施設・大型設備の整備がおおむね完了した後に認可する。